

令和5年12月12日（火） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	古濱 薫	委員	青木 淳子
副委員長	中川 貴大	〃	矢部 新
委員	高柳貴美代	〃	上村 和子
〃	遠藤 直弘		



○出席説明員

市長	永見 理夫	生活環境部長	黒澤 重徳
副市長	竹内 光博	(兼) 防災安全担当部長	
教育長	雨宮 和人		
政策経営部長	宮崎 宏一	教育部長	橋本 祐幸
市長室長	吉田 徳史	教育総務係長	志村 裕之
政策経営課長	簗島 紀章	教育指導支援課長	荒西 岳広
行政改革・情報政策担当課長	山本 俊彰	指導担当課長	川畑 淳子
課税課長	伊形研一郎	(兼) 総合教育センター所長	
収納課長	古川 拓朗	生涯学習課長	井田 隆太
		食育推進・給食ステーション所長	土方 勇
行政管理部長	藤崎 秀明	公民館長	清水 周
文書法制課長	吉田 公一	図書館長	氏原 恵美
職員課長	中道 洋平		
防災安全課長	関 知介	選挙管理委員会事務局長	玉江 幸裕
市民課長	毛利 岳人		
子ども家庭部長	松葉 篤		
(兼) 人権・平和担当部長			



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲



○会議に付した事件等

1. 議 題

(1) 第87号議案 国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

- (2) 第88号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- (3) 第89号議案 国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案
- (4) 第90号議案 国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- (5) 第91号議案 くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案
- (6) 第98号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算（第6号）案
（歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、諸支出金）
- (7) 第104号議案 くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について
- (8) 第105号議案 国立市古民家の指定管理者の指定について
- (9) 第106号議案 くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について
- (10) 第107号議案 くにたち市民芸術小ホール指定管理者の指定について
- (11) 第109号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算（第7号）案
（歳入のうち所管する部分、総務費）

2. 報告事項

- (1) 国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針（素案）について
- (2) 国立市第6次男女平等・男女共同参画推進計画（素案）について
- (3) 第四次国立市子ども読書活動推進計画（案）について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
第 8 7 号議案	国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案	5.12.12 原 案 可 決
第 8 8 号議案	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	5.12.12 原 案 可 決
第 8 9 号議案	国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案	5.12.12 原 案 可 決
第 9 0 号議案	国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案	5.12.12 原 案 可 決
第 9 1 号議案	くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案	5.12.12 原 案 可 決
第 9 8 号議案	令和 5 年度国立市一般会計補正予算（第 6 号）案 （歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、諸支出金）	5.12.12 原 案 可 決
第104号議案	くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について	5.12.12 原 案 可 決
第105号議案	国立市古民家の指定管理者の指定について	5.12.12 原 案 可 決
第106号議案	くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について	5.12.12 原 案 可 決
第107号議案	くにたち市民芸術小ホール指定管理者の指定について	5.12.12 原 案 可 決
第109号議案	令和 5 年度国立市一般会計補正予算（第 7 号）案 （歳入のうち所管する部分、総務費）	5.12.12 原 案 可 決

午前10時1分開議

○【古濱薫委員長】 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

ここで、教育部長より発言を求められていますので、これを許します。教育部長。

○【橋本教育部長】 おはようございます。貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。委員長から出席要請を頂いております石田教育総務課長ですが、体調不良のため、本日の委員会を欠席させていただきます。なお、関連する質疑に関しましては、代理として志村教育総務係長が対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。何とぞ御配慮いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○【古濱薫委員長】 ただいまの教育部長の発言のとおりでありますので、委員各位の御了承をよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 第87号議案 国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

○【古濱薫委員長】 第87号議案国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第87号議案国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、補足説明申し上げます。総務文教委員会資料No.59、条例案新旧対照表を御覧ください。左側、改正後を新、右側、現行を旧としております。現行と変更のある箇所につきましては、アンダーラインで表示をしております。

初めに、第2条の用語の定義につきまして、第5号として「特定個人番号利用事務」を、同条第6号として「利用特定個人情報」を追加するものでございます。

次に、第4条、個人番号の利用範囲につきまして、第1項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」にそれぞれ改めるものでございます。

最後に、付則につきまして、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 すみません、こちら本会議でも質疑があったと思うんですが、そもそもの法改正の趣旨は何なのか、何が変わるのか等、具体的に詳しく説明いただけますでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 こちらにつきましては、本会議初日に議場で政策経営部長

のほうから御説明させていただいたとおりなんですけども、まず、この国の法改正の趣旨としましては、マイナンバーの利用の推進を図るということになっております。そちらにつきまして、市の条例に係る部分、今回議案としてお示ししている部分につきましては、マイナンバーを利用した行政事務において、他の自治体と情報連携を行うと。そちらについてになります。

例えば、市のほうで実施する事業で、他市が有している所得の情報などを照会しなければならないといった場合がございますが、これまで別表第2というマイナンバー法の中で、具体的にどういう事務でどういう情報が連携できるかという形で規定されておりました。この点、国の法改正でこの別表第2が廃止されまして、省令でそういった事務を定められることになりましたので、市の条例で別表第2の参照している表現につきまして、そういった情報の定義と連携できる事務について定義した上で別表第2と置き換えると。そういった条例改正を行わせていただきたいと考えております。以上になります。

○【矢部新委員】 これまで国のほうで別表第2で掲げられていた内容というのは、具体的にどんな内容で何が廃止されたということになるんでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 基本的には法定の事務ということになっておりますので、例えば児童手当ですとか児童扶養手当、そういったものに関して情報連携することができる、他市に照会することができるということが規定されておりました。

○【上村和子委員】 私も、初日の関口議員の大綱質疑で、やっぱりこれ真剣に考えなきゃいけないんだと思って、いろいろ自分なりに勉強してみたんですけども、なかなか分からないので基本的な質疑になるかもしれないんですけど、今回の番号法、略して番号法の2023改正というものは、従来の改正とどう違うのかということについて、法律の中に明らかにマイナンバーを促進する、その目的で法改正をしたというような表現もあったりするようなので、そのための番号法利用促進法改正だと言われたりもしているわけですけども、それは当たっているのかどうかというのを教えてください。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 国のほうの法律改正の趣旨、先ほども御説明しましたけども、大きなものとして、マイナンバー利用範囲の拡大ということになっております。その内容としましては、これまで社会保障、税制、災害対策、この3つの行政事務についてマイナンバーを利用することができるということになっておりましたけども、それ以外の事務につきましてもマイナンバーの利用ができるということで、今回の法改正が行われたということになっております。

○【上村和子委員】 だから、従来の法改正とは違う。今までは社会保障と税制と、東日本大震災があったから災害という3つに特化してマイナンバーは使ってもいいんですよみたいにして、それ以外は別表の中にずっと細かに書いてあったんだけど、そこから超えて、またそこに準じて、法に準ずる事務に関してもいいですよと。最初の3つ以外も、何か国家試験とかそういったものに関してはマイナンバーでいいですよというふうに、そういう法改正という私の解釈でいいですか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 今、委員おっしゃっていただいたような内容の法改正かと考えております。

○【上村和子委員】 別表第2という今回削除されるものをずっと探したんですけども、なかなか見つからなくて、別表第2は幾つまで事項があるんでしょうか、数。私が調べたとき、ものすごいいっぱいあるなというふうな感覚だったんですけど、それが当たっているかどうか分からないので。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 すみません、幾つというところまで把握はできていないんですけども、非常に多くの事務というのが、限定列举という形になりますので、情報連携できる事務

ということで規定されております。

○【上村和子委員】 私も読んで、厚生労働省管轄のものとか、総務省管轄のものとか、あらゆるものがぱっと出てきて、これ、ほとんどの事務に適用されていくんだなということが分かって、それは別表から外すけれども、政省令でやるから大丈夫と言うんだけど、本当に大丈夫なのかというところの国会審議というのがちゃんとされたのかなというところで、国会審議の中で参議院、衆議院ですんなり通ったんですか。どのような議論があったか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 国会での審議というところの中身までは、申し訳ありません、細かいところまで把握しておりませんが、当然、法改正ですので、国会できちんと審議をされた上で行われていると考えております。

○【上村和子委員】 出てこないのが、参議院議員で可決するに当たって、議論がどういう経過なされたかまでは内閣府の職員がまとめたものはあるんですけども、附帯決議が出たというんだけど、その附帯決議をちょっと見つけることができなかったんですよ。その附帯決議が何なのか知りたいんですけども。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 申し訳ありません。ちょっと今把握できておりませんので、また確認させていただいて、後ほど御提供させていただければと思います。

○【上村和子委員】 そういうことを今回、文言が変わったとか、それだけじゃなくて、根本的に国の改正ではあるけれども、その改正の中身が何なのかとか、それが地方自治体にはどのような影響を及ぼすのかとか、果たして本当にそれが安全と言い切れるのかとか、そういう検討は庁内ではされなかったのでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 国の法改正に基づく法律に規定されているものを条例で引っ張ってきている部分の改正ということになりますので、今回の法改正全てが市に当てはまるというわけではございません。今回であれば、冒頭に申し上げましたけども、情報連携できる事務、個人情報といったところ、これ条例で規定されておりますので、その部分の文言を修正させていただいたと。そういったところになると考えております。

○【宮崎政策経営部長】 国の法改正の内容、趣旨については委員の受け止めどおりでございまして、私ども、議会の場で単純にマイナンバーの利用の推進を図ると申し上げましたが、基本的な考え方は、国民の利便性向上等の観点からというのを国のほうは考えているようでございます。そういった中で、今質疑にもありましたけど、マイナンバーの利用を一部、範囲を拡大していく。ただ、それについては当然、法改正等でやっていくという姿勢でございます。

それから、私どもの条例に関連するマイナンバーの利用、情報連携に係る規定の見直し、これについては、市の事務からすると、別表第2がなくなりますが、基本的には法律等を踏まえてやっていくといったところには変わりありませんので、それについては単純に条例改正という形で対応させていただいたと。それ以外にも法改正の中では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化ですとか、それ以外に、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の関係、これは公金受取口座の登録の問題がございました。そういったところについても触れられておりますので、当然、国会の中ではしっかり議論されたものと受け止めてございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 この23改正に向けて、日本弁護士連合会や自由法曹団の弁護士たちが声明を出していると。審議に当たっては、本当に自己情報コントロール権が侵されることがないように、マイナンバーが任意取得というものの原則を逸脱することがないようにと。審議にはやっぱり法規・法令

をいじる以上は、その十分なる議論が必要だという弁護士見解が出てきているんですよね。一番不安は、こうやって全部、政省令というところ——法律と政省令の違いは何ですか。政省令ってどういう、国会の審議を経るんですか。国民はどう関わっていくんですか、政省令って。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 政省令というか、主務省令、そちらのほうで規定ができるという形になっております。主務省令としましては、法律を所管する省が定める省令となっております。法律とはまた別のものという形にはなります。

○【宮崎政策経営部長】 政省令については、法律で認められる範囲内でできるものでございます。したがって、具体的個別案件については、委員の御指摘のとおり、国会の場で議論されることはございません。根本は法律に基づいてといったところはあるんですが、おっしゃるとおりのところはあろうかと思えます。

○【上村和子委員】 やっぱり国民の代表がいる国会で議論をしないというのは、私は国民の1人として甚だ不安であります。特に政党をお持ちの方は、政省令のほうになぜ丸めたのかというところを、やっぱりそこが問われていくと思うんですよね。

それで、促進するという——何か質疑があったら言ってください。利用を促進するコロナ禍の中で、コロナワクチンに対しての打つところが、大使館とかその関係者が打てなかったから、そういうものが準ずる事務なんだという一例はありました。一例はあるけど、それ以外にどういう準ずるものって何が、事業の内容が同じで、それに準ずるものは何があるのかといったら、コロナワクチン以外出ていないんですよね。ほかに想定できるものありますか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 国のほうで準ずる事務ということで、特段、今想定しているものはないと聞いております。ただ、趣旨ですとか目的が同一の事業、準ずる事務に関してはマイナンバーを利用することができるという形の法改正がされたということになります。

○【上村和子委員】 ところが、別表第2というものが、さっき言ったように、多分、生活保護とか教育の何かものとか、本当にありとあらゆるものが入っているんですよ。それが政省令に、官僚に委ねられると。そうなったときに、国会の審議を経ないし、必要な場合は、もちろん法律の改正とか法律に沿ってというのをやるということですけども、それを信じられるかと。国民としてそれでいいと言えるのかという議論が、多分、国会の中で多分にされたはずだと思うんですよ。

私が一番ここでこだわるのは、このことで様々な事務が、今からいろんなものにマイナンバーが使えるように、勝手に——私からしてみたら、国会を経ないということは勝手にされるんですよね、国の役人に。それをされたことによって一番嫌なのが、マイナンバーカードを使わないと、取らないと、自分が受けられない社会保障とか、そういう制度が出てくるのが嫌なんですよ。

だから、マイナンバーカードは、今は絶対取らなきゃいけないものではないです。今、七十何%まで行ったらいいですけど、それでも私は取ってないし、取る気はないです、怖いのでやりませんけど。そのマイナンバーカードを取らないとできなくなるということが、この政省令によって絶対起こり得ないのかという、その議論が国会であったのかどうか、その約束は取れたのかどうかというのが知りたいんですけど。これ読めないんですよ、どこずっと探しても。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 まず、マイナンバーも含めてなんですけども、国のデジタル化の方針という中では、誰一人取り残すことなくデジタルの恩恵を享受できるような形で進めていくということで示されておりますので、今委員がおっしゃっていただいた内容につきましては、すみません、細かいところまで把握できておりませんが、当然、国会の中で審議されたものかと考え

ております。

先ほど来ある主務省令ですとか法律の部分になるんですけども、マイナンバーを利用できる事務、これについては、変わらず法律で規定することになります。主務省令で規定できるのは、法律で規定されたマイナンバーが利用できる事務を情報連携する、情報連携する事務については主務省令で定めることができるということになりますので、委員が御心配いただいている国会での議論というところについては、マイナンバーが利用できるできないについては、変わらず法律で規定されるということになっております。

○【上村和子委員】 今の質疑は、弁護士連合会の一番最後の言葉でした。マイナンバーカードの任意取得というものがこの法令改正によって揺らがないように、そこはしっかり押さえられるべきだという、この声明が守られたかどうかということを確認したかったんです。私は見つけられなかった。国会議員でもちょっと確認できませんでしたので、これをお聞きしたのですけれども、それはあっただろうというぐらいなんですかね。分からないんだよね。分からない。それで結構です。

それで、今回のこの法改正が今年の6月ぐらいでできるんだけれども、なぜかその後に、マイナンバーに関わっての不正交付というんですか、それが物すごく出てくるんですよ、9月ぐらいに。国会を通った後に、マイナンバーに関わるカードですけどね、カードの間違った、誤交付みたいなものの件数が物すごい数出て、新聞をにぎわせました。私、変なずれ方だなと思ったんです。国会通った後に、もう決まった後にこのマイナンバーカードの誤交付というのがすごく出てきた。そうすると、今、マイナンバーカードのこういう誤交付とかがなぜ起きてくるのかと。そこら辺の検証が、本来国会で十分議論されて、まだこういう混乱しているうちにこんなに早く法改正しなくてよかったんじゃないかなと思うんです。なぜ急いだんだと思うんだけれども、このマイナンバーカードの間違いがたくさん起きたということと、この法改正との因果関係とか——因果関係じゃない、それが起きているという事実がある中で、この法改正をやって本当に大丈夫と思われませんか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 今おっしゃっていただいたマイナンバーカードの誤交付というのは、マイナンバーカード自体の誤交付ではなくて、マイナンバーカードを使って（「そうです、そうです」と呼ぶ者あり）そうですね。コンビニ交付などで住民票なり戸籍なりが誤交付があったということかなと考えております。

そちらと今回のこの法改正というところが直接結びつくというところではないと思っております。別にこの法改正が行われた後にそういった事象がたまたまかなりの数出てきましたけども、必ずこの法改正とそちらが結びついているものではないと思っております。じゃあ、安全面というところはどうなのかというところにつきましては、今、デジタル庁のほうが取りまとめを行って、全国の自治体でそういった誤交付ですとか、あとは情報の誤ったひもづけなど、そういったものがないかということの確認がなされていますので、その確認ができた中で、改めて国から情報の提供なりということがあるかと考えております。

○【上村和子委員】 参議院のほうでは、議論になったのは恐らくこのところ、まだそんなにたくさん出てなかったかもしれないけど、これの多分、マイナンバーカードの誤りというものがなぜ起きたかといったときに、国が急ぎ過ぎた。コロナ禍においてデジタル化を急いで、点数を付与して、結果、マイナンバーカードを早く取ってください、取ってくださいという事務を急ぎ過ぎた。その結果、被害が生まれてきた。この辺ぐらいまではもう議論されていることですよ。こういう中で何でこんなに急ぐのか。急ぐから間違いが起きてくる。その中にあっても、なおかつ、マイナンバーカードの

利用促進をしていくという国の動きに対して、それは国の動きだから自治体は知りませんということ、もう言えなくなっていると思います。なぜなら、直接の暮らしの場だからです。

マイナンバーをめぐってこの法改正に伴って、今から市民の暮らしの中で様々な問題がもし起きてくる、この法改正によって起きてくる可能性があるわけです。そのことを市としてはどのように対応していくのか。その備えについては検討されているのでしょうか。例えば、審議会のほうにかけておくとか、何か注意事項があったら聞いておくとか、そういうことが考えられるんですけど、2023改正、利用促進に向けた法改正に向けて市としての備え、市民の個人情報を守る、そういうことに向けての備えとして、国が個人情報保護委員会をつくっていますので、それが国は第三者機関だと捉えて、ここがしっかり機能するでしょうという前提なんですけれども、地方自治体は分権ですから、地方自治体においてもしっかり個人情報保護審議会は機能しなくちゃいけないと私は思うんですよ。そういう検討はされたのかどうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 まず、委員が今おっしゃっていただいた個人情報の保護、これはもう我々自治体にとっての当然の責務でありますので、そちらについては当然、最優先でやっていくということになります。

マイナンバーカード、マイナンバーの利用促進というところにつきましては、当然、国のほうで進めているものではあるんですけども、自治体としても進めるべきものではあるだろうと思っています。といいますのも、マイナンバーカードを利用して利便性の促進を図りたい、便利にそれを活用したいという方も当然いらっしゃる。ですので、国立市としても、マイナンバーの利用、マイナンバーカードの利用促進というのは、当然、まず図るべきところだろうとは思っております。ただ一方で、個人情報の保護といったところも当然の責務としてありますので、そこをどのように担保していくかというところにつきましては、今おっしゃっていただいた個人情報保護審議会、そちら、事前の諮問というのは今ありませんけども、そういったところに報告をするなどしながら個人情報の保護というのは徹底していく。これは当たり前のことだと考えております。

○【吉田文書法制課長】 当市の情報公開及び個人情報保護審議会についてですが、今回の条例改正については特に報告等は行っておりません。実際にシステムを導入して、特定個人情報を利用して新たな業務を行うかどうか、その必要性や環境が整うかを含めて、地方自治体の判断に委ねられているかと私は認識しております。では、国立市が個人情報を取り扱うシステムを導入または変更する場合は、昨年、令和5年4月1日から施行されました個人情報の保護に関する法律施行条例、同施行規則に基づき、該当する場合は審議会へ報告し、意見等を頂いてまいりたいと考えておりますので、これから市が実際にシステムを導入して、その情報を利用するかどうかも含めまして、そこら辺はもし決まってくれば、担当課と調整をして審議会のほうに場合によっては意見を求めることも可能かとは思っております。以上でございます。

○【青木淳子委員】 では、何点か質疑をさせていただきます。先ほど課長の説明から、今回の法改正により国民の利便性の向上の観点から行われるものだというようなお話がありました。その点に関してもう少し詳しく教えていただけますか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 今回の法改正の趣旨、先ほど来申し上げているとおり、マイナンバーの利用範囲の拡大ということになります。社会保障、税制、災害以外の部分もということにつきまして、先ほどもちょっとお話ありましたが、具体的に、例えば理美容ですとか、小型船舶操縦士ですとか建築士等の国家資格の手続、そういったものにまずマイナンバーを利用すること

ができる。また、自動車の登録ですとか在留資格に係る許可、こういった事務に関してもマイナンバーを利用することができるということになりますので、国民の利便性向上に資するということかなと考えております。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。そのほかにも、他の自治体の情報連携の見直しというようなこともおっしゃっていたかと思いますが、その点についても御説明をお願いします。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 これまでは、これも先ほど来申し上げておりますけども、マイナンバー法の別表第2という中に、限定列举でマイナンバーを使って他市と情報連携できる事務というのが規定されておりました。この点、主務省令のほうで情報連携できる事務というものが規定されることになりますので、情報連携の速度といいますか、スピードアップというのがまず一つ図れるだろうなと思っております。

また、主務省令の中で定めることによって情報連携できるようになりますので、これまでより多くの事務に関して他市と照会ができることになりますので、事務の効率化、そういったところにつながると考えております。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。そういたしますと、行政にとっても事務の向上、市民の利便性が図られると捉えてよろしいでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 委員おっしゃるとおりでございます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 日本共産党の反対の立場で討論を行います。この根拠法が今年6月に改正された法律なんですけど、これはいろいろと一体になって、主にマイナンバー及びマイナンバーカードの利用と普及の促進と御答弁も頂きましたけれども、国のほうでもこれを軸に据えて、いわゆる保険証の廃止ですとか、マイナ保険証の一本化などが一くりに定められた大改悪となっております。日本共産党は法案に対して、介護高齢者やしょうがいしゃなど、弱い立場に置かれた人を置き去りにするものと反対してきました。

また、本条例案に関わる情報連携の部分についても反対討論で、政府の一存で情報連携の範囲を拡大できるようにすることの問題、指摘しております。また、この条例に関わる部分、これは法定事務ということになると思うんですけども、昨年の、法改正に向けてデジタル庁が行いましたワーキンググループの討議によると、地方公共団体の独自利用事務においても——引用しますが、「今後、（略）別表に掲げる事務に準じることが必ずしも明確でない場合においても、（略）情報連携を行うことができるよう個人情報保護委員会規則の改正の検討を行う」とされています。この法改正全体が事実上、マイナンバーの利用範囲がなし崩し的に拡大されることにつながるものであり、これまでの議会でも指摘してきましたが、マイナンバー及びマイナンバーカードの問題点、こうしたものと併せて容認できるものではないことを踏まえ、反対と致します。

○【上村和子委員】 私も反対です。反対と致します。今回の法改正というのは、今までのもの、番号法というところで終わっていたものが、番号法の利用促進法になった。明記されたと。その利用促進をどうやってやるかということが主眼となってされた法改正。それが国民の利便につながる、行政間の連携のスムーズ化につながるということでメリットがあると。ところが、どこにもデメリットが書かれていない。何かやるときには、必ず当たり前のようにデメリットはあるはずで、リスクはある

はずで、そのリスクがなくて、いいことだけの法改正ってあり得ない。リスクに対する備えは、デジタル庁はしっかりしているから大丈夫だし、このマイナンバーカードのセキュリティーは高いから大丈夫ですとか、何かそういう大丈夫ですという答えだけ。私の解釈が、あまり深く分からないので、大丈夫だという、結果そうですよ。でも、大丈夫じゃないことが起きているじゃないかと。大丈夫じゃないことが人の手によって起きていると。それも急いだために起きているという中で、もう少し慎重に検討してよかったと私は思います。

6月9日ですか、通って公布されて、それから1年6か月以内に政省令で定めていくと。1年6か月今からかけてやるわけですよ。1年6か月後にどれだけのものがマイナンバーが使えるようになるのかって、想定できないんですよ。そのシミュレーションすらできない。別表を廃止して政省令でできると決めるということは、いくらそこに伴う親元の法律があるからといっても、できるというふうにした以上、国会に文句言えないんですよ。その不利益は全部国民にかかってくる。

もちろん、そこを促進して大概の人、多数が便利な世の中になるのはすばらしいです。しかし、そこから取り残される人たち、私はいつも自分が取り残される側だと思いますから、必ず促進が強まれば忘れられていく人たちがいる。その忘れられていく人たちのことをどれだけ救う法律改正だったのか。これ国会議員が一生懸命聞いてくれるから、しょうがいしゃの目が不自由な人の写真が撮れないとか、黒目が見えなかったとか、それで突き返されてマイナンバーカードが作れなかったとか。車椅子の人の車椅子が写ったためにマイナンバーカードが作れなかったとか、そういう切々たる声が出てきているんですよ。そういう声をこの改正のときに聞いておきながら、そこに対してのセーフティーネット、それをどうつくるのかということをはっきり明確に言う議論はなかったと私は思っています。

数の力ですかね、何の力か分からないけれども、マイナンバーというものが、私は政治的に進められていっていると思っています。そういう中で取り残されている国民の声をすくい上げてくれるのは自治体しかありませんので、しっかり自治体はこの法改正に伴って、万が一、取り残された人たち、迷惑を受ける人たち、そういう人たちが出てきたら、その声をどう救うのか。その声をどう国に上げていくのか。そういう仕組みもしっかり考えていただきたい。これはそういうことを言って反対の討論と致します。

○【青木淳子委員】 本条例案に対して賛成の立場から討論を致します。今回の国の法改正は、別表第2というものがなくなるということにはなりますが、これは政省令によって様々なものがマイナンバーで広く利用が可能となるといったことになるかと思います。行政の一部の向上の観点ですとか、市民の利便性の向上のために資するものであると考えます。それによって、さらに他の自治体との情報連携も見直しをすることができ、情報連携のスピードアップにつながるものであると認識をしております。マイナンバーカードを持って、さらにもっと利便性を高めたいといったお考えの方にとっては、非常に有効に今後なっていくものであると考えられます。

しかしながら、全員がマイナンバーカードを持っているわけではないということもありますので、国立市においては、そういった方に対してきちんと丁寧に対応されるのではないかとこのことを考えます。その点は今後ぜひお願いをしたいと思います。また、誤交付のこととか先ほど議題になりましたけれども、それがいいような方向で、国としても着実に進めていると認識をしております。

あと1点が、個人情報に関してです。やはり心配な方もいらっしゃると思いますので、その点に関しても、国立市として独自の個人情報の保護の条例を定めておりますので、しっかりとした観点の上から皆様が安心してマイナンバーを使えるように、また、マイナンバーカードをお持ちでない方も、

安心して市の様々な行政事務が行われることをお願いして、賛成の討論とさせていただきます。

○【遠藤直弘委員】 賛成の討論を致します。今回の国立市の条例改正に関しては、国の法改正に伴っての条例改正ということですので、こちらはしっかりと国が行うことについて、法律違反のないところでやっていただくということが確認できると思いますので、しっかりと行っていただきたいなと思います。

また、市職員に申し上げたいのは、非常に早急に、すごい早いスピードで変わってきていることで、なかなか対応するのが大変だと思いますけれども、今後ともしっかりと対応していただけるようお願いを申し上げまして、賛成の討論と致します。

○【中川貴大委員】 賛成の立場で討論させていただきます。本日、手短に討論させていただきます。他の委員からも質疑で御回答ございましたけれども、マイナンバーの今回のこの法改正なんですが、市も含めた行政の皆様の事務の効率化、そして市民の方の利便性の向上といったものについては、本当により取組であるなど思っております。

ただ、私個人としては若干の不安もあるところではございますが、時代の要請としてこういった取組が進められておりますので、引き続き市の皆様にも、法改正にのっとりということではございますが、進めていただければなと思います。本日はこちらの議案については賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(2) 第88号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

○【古濱薫委員長】 続きまして、第88号議案職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第88号議案職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明をさせていただきます。また、総務文教委員会資料No.60を提出させていただいておりますので、併せて御確認ください。

まず、改正の趣旨でございます。資料No.60の1の休暇新設の背景と目的等を御覧ください。本条例案は、職員が安心して仕事と育児を両立できるよう、働きやすい職場づくりをより一層推進するために、市独自の新たな休暇として、子供が小学校1年生の間、1日のうち2時間まで勤務しないことを承認できる子育て応援部分休暇を新設するものでございます。

次に、2の休暇の概要を御覧ください。休暇種別は無給の休暇で、対象者は小学校1年生の子を養育する常勤職員となります。1日の勤務時間のうち、勤務の始めまたは終わりに、1日2時間以内、30分単位で取得することができ、導入時期は令和6年4月1日からとなります。

3の休暇新設による効果等を御覧ください。小学校に入学すると、保育に預けられる時間が短くなり、あわせて、子供が新しい環境に慣れるまで時間もかかるため、有給休暇を取得して対応する職員

も少なくありません。休暇の新設により職員の精神的な不安や負担が軽減され、従来よりもワーク・ライフ・バランスを整えやすくなる効果があると考えております。また、人材獲得競争が激しくなる中、子育てに関する福利厚生の実施は人材確保にも資するものと考えております。一方で、職員が安心して休暇制度を利用するためには、適切な人員配置や全庁的な理解と協力が必要と考えております。制度を効果的に運用できるよう努めてまいります。

最後に、4の他市等の状況でございますが、多摩26市の中では、町田市で類似制度が導入されております。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 1点だけなんですけれども、どうも私が引っかかるのが名前なんですよ。子育て応援部分休暇。応援って、一体誰が誰を応援するんですか。ほかの自治体を見たら、子育て支援休暇、支援部分休暇とかいうのもあるんですけど、応援というのをつけないといけないんですかね。私これ、自分がその該当だったら、これうれしいと思うかな。これで応援できたって言えるのか。有給でだったら応援と言ってもらってもいいんだけど、これ無給ですよ。無給で、だからそれ、何かこの表現がちょっと引っかかったんです。誰が誰を応援するのですか。

○【中道職員課長】 趣旨でございますけれども、こういった休暇を取る方、職員に関しては、無給であっても非常に周りの職員に気を遣います。そういった意味では、周りの職員、職員同士がそうした子育ての大変さを理解し合って応援し合うというような趣旨で、ここで応援というネーミングをつけさせていただきました。以上です。

○【上村和子委員】 なるほど。そういう周りの人の、周りの職員の人に応援してねというのが伝わるように、子育て応援部分休暇。私、この応援とか支援って必要なくて、子育て休暇でいいと思うんですよ。それ、当然の権利だから、何か応援してもらおうとか、応援するとかしないとか、周りが理解するとか理解しないではなくて、こういう状況のときには、ちゃんと休めるんだという当たり前の権利をもっと権利拡充してほしいんですよ。何かこう、頑張ってるねという、そういうふうに言うほどの中身じゃないと私は思っていて、だから、これは当たり前の権利だと思うんですよ。分かってほしいのは、そういうのは当たり前の権利なんですよ。今日、子供が熱出しました。休みたいんですけど。それが当たり前になっていかなきゃいけない。応援しますと言われなくても、そういう空気にしてほしいし、もちろん中身はいいですよ。賛成しますけど、この言葉を、これ国立の独自の表現なんですか。国立で考えた表現なんですか。

○【中道職員課長】 こちらは国立独自でございます。以上です。

○【矢部新委員】 こちら、事前の説明の際に、実際に働く職員さんから、小1の壁に対応してほしいというニーズがあったというようなことを伺っていたと思うんですけど、具体的に、子供を育てている職員さんからどんなニーズがあったのか。何か代表的な声があれば聞かせていただけますでしょうか。

○【中道職員課長】 まずは、概要説明のところでも申し上げましたように、保育の時間が保育園のときと比べて圧倒的に少なくなります。例えば、朝の保育の時間、当然、小学校に入ると朝預けることはできませんので、保育園から小学校に入学して、まだ子供の心情も不安定、そして学校から家の距離も非常に遠いと。そして集団登下校もないと。そうすると、やはり親が送り迎えもしなければいけない。そうした中で、現状の中で、時間休を取って職場に出勤している職員が非常に多かった。こうしたところが主立ったものとして意見を頂いております。以上です。

○【矢部新委員】 職員さんからのそういった声の中に、プライバシーの問題等があれば御答弁いただかなくても大丈夫なんですけど、育児に参加されている男性職員の方からの意見とかいうのはございましたでしょうか。

○【中道職員課長】 今申し上げた、実は保育の関係、送り迎えの関係というのは、国立の場合は、非常に男性職員も保育園の送迎等に関わっている職員が多いです。ですので、男性、女性限らずに、先ほど申し上げたような御意見を頂いているといったところです。以上です。

○【青木淳子委員】 では、何点か質疑をさせていただきます。先ほど、ニーズの声があったというお話でしたけれども、特にアンケート、職員の皆さんにアンケートを取ったというようなことはあったのでしょうか。

○【中道職員課長】 アンケート自体はございませんけれども、職員団体から声を集めていただいたということはございます。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。では、一部ではなく職員団体の方から聞いていただいたので、多くの声が寄せられたという認識でよろしいでしょうか。

○【中道職員課長】 そのような認識でございます。以上です。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。ほかの自治体を調べさせていただいたんですけれども、小学校3年生や小学校6年生までというところもあったんですけれども、今回なぜ1年生にしたのかということと、また、拡大する考えはあるのか。その点をお尋ねします。

○【中道職員課長】 先ほど、委員会資料のほうでも御説明差し上げましたが、26市の中では町田市だけでございます。他市もそこまで事例が多くないので、社会的なニーズは非常に高いんですが、まだまだ人員の確保というところで課題を抱える中で、急に3年生まで拡大をするということはなかなか難しいかなと。ただ、まずは小1というところできちんと運用できるようにした上で、今後についてはきちんと検討してまいりたいと思います。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。人員の確保という観点から、すぐにどうするということは難しいけれども、まずは一步、小学校1年生から進めていくということが確認できました。

また、先ほどの課長の答弁の中に、男性職員が保育所に送っていくといった例もあるということでしたけれども、当然、休暇を取るに当たって、男性、女性、また役職などに関係なく部分休暇の取得が可能であるか。そのことを確認させてください。

○【中道職員課長】 この休暇の条件としましては、小学校1年生の子供を養育している親ということでございますので、役職関係なく取得ができます。以上です。

○【高柳貴美代委員】 それでは、私からも何点か質疑させていただきます。先ほど、子育て応援部分休暇というのは国立市独自で名前をつけられたということで他の委員の方から御意見があったかと思うんですけれども、応援という意味に、何か私逆に、応援と支援の違いってあると思うんですけれど、そこに職員の皆さんが思いを込めているんじゃないかなと思ったんですけれど、その辺のところはいかがですか。

○【中道職員課長】 確かに子育てしている職員を応援したいという気持ちはどの職員も持つてはいるんですが、現状やはり休暇を取っている職員が発生した職場においては、特に複数重なった場合には周りの職員にも負担が出るところがございます。そうしたところは職場全体の中で意識を醸成していく。こうした、先ほど上村委員からもお話がありましたが、当たり前のこととして職員の中でこうした意識を醸成していく。そうした思いを深めていきたいというところで、支援という言葉ではなく

応援という言葉を使わせていただきました。以上です。

○【高柳貴美代委員】 私もやはり、今御答弁を聞いていまして、応援という形で意識の醸成というのは非常に必要だと思います。実際にこの一部改正をされることによって、その2時間という時間をどのような形でほかの職員さんでフォローしていくのかということも、細かいところまで考えていらっしゃるのでしょうか。

○【中道職員課長】 これは今取り入れている先進的な市でも同じように抱えているところです。まず、何よりも複数重なるような、適正な人員配置をするということ、あるいは、年度途中で発生してしまうこともございますので、どうしても人員の配置ができない場合には、業務の整理をしておくとか、そうしたところも総体的に考えていかなければいけないと今現在では思っております。ですので、的確に今、こうした対策でばっちり大丈夫ですよとなかなか言いかねるんですが、そうしたところも、これから子育てに関わる、介護に関わる、あるいは職員の高齢化といって、働く時間に制約を受ける職員はどんどん増えていくと思います。そうした中で、他市に先駆けてこうした柔軟性のある働き方改革をしていく。これは非常に市として取り組むべきものと考えてございますので、丁寧に取り組んでまいります。以上です。

○【古濱薫委員長】 ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

○【矢部新委員】 賛成の立場から討論いたします。子供を育てながらも参加できる職場づくりというのは、これ非常に大切ですので、これから先もぜひ取り組んでいっていただきたいと思います。先ほど、ほかの委員の質疑でも、まずは小1の壁の課題をクリアしてからということでしたけれども、もちろん小1の壁のニーズがとりわけて大きい以上に、この部分休暇制度の拡大というニーズも恐らくあるようですので、こうした拡大もぜひ視野に入れていただきたいと思います。

また、資料No.60の3番の(3)ですね、制度運用における配慮事項でもおっしゃっていただいておりますけれども、もちろん休む権利を保障するというのは、制度をつくるだけではなくて、休んでも問題ない職場をつくる。こうした責任、市のほうにあると思いますので、ぜひ休暇を取りやすい、子供を育てやすい、そして、主にまずは女性が働きやすく、そして男性も育児に参加しやすい、そうした環境づくり、これからもぜひ進めていっていただきたいと思います。以上です。

○【上村和子委員】 賛成します。内容的には大事なことだと思うので、賛成します。これからどういう方向に市役所をつくっていききたいかといったときに、これで分かったことは、応援という言葉を使わなければ、誰か2時間遅れてきたりすると、即その職場で大変な状況が生まれてくるという、その人のせいではないのに、その人自身が感じたり、周りが感じてしまうその空気こそ改めるべきであります。やっぱりその本質をちゃんとやりながら、それとしてこういうものが出てこない、実はわざわざ応援されなくても——私、うれしいのかな当事者って、応援。かえって取りづらいですよ。私的には、私は、大丈夫だよ、休んでも大丈夫だよと言ってもらいたいし、大変だよって、こう分かってもらいたいけど、応援するよと言ってもらいたいかなといったら、そうじゃないなと思うんですよ。

こういった、権利を当たり前にしていくような空気を醸成していくときは、私はあまり力まず、さりげなくやったほうがいいんじゃないかと。応援とか強い言葉を使わないで、子育て部分休暇として対応は広くしておく。いろんなケースに対応できるようにしておく。それが当事者に向けて、子育て

部分休暇を取るときには、そのときの取っても大丈夫な職場づくりについてみんなで考えたり、組織をつくっていくというふうにしたほうが可能性はあるかなと。何か、あまりにちょっと力が入り過ぎた言葉だなとちょっと思いました。ということをおきします、意見として。

○【遠藤直弘委員】 賛成の立場で討論いたします。私も毎朝、子供たちの見守りをしていて、小学校1年生の不安定さたるや、すごいですよね。それに目をつけてしっかりと休暇を取ってもらうというのは、いい試みだなと思いました。

また、私の話になっちゃうんですけど、2003年にカナダに行って、それでそのときにESL、語学学校へ行って、そこで働いている人たちと仲よくなって、その人たちの休みやすさというんですかね、に驚いたんですよね。2003年なのでもう20年ぐらい前の話なんですけれども、そういうような環境が整っているんだと。普通だったら、これ休めないよなというシチュエーションでもすごく休めるというのがあって、そういうのって、環境醸成というのは非常に大事なんだなと思いました。

ただ、なかなか日本だと難しいのも分かりますし、それだからこそ、このような形にしないといけないのかなというのはすごく理解できます。本当に理想を言えば、何もなくて休める環境というのが一番いいんでしょうけども、ただ、そのようにして、そういった醸成をするというのは大切なことだと思いますので、大いに賛成させていただきたいと思います。

○【高柳貴美代委員】 私も賛成の立場で討論をさせていただきます。先ほどの答弁にありましたように、当該休暇の取得によって職場に過度の負担がかからないように、現行の部分休業と併せて、休暇取得者が同一の部署に偏らない人員配置に留意していくという具体的な答弁がありました。ここがやはり一番重要であると考えておりますので、その辺のところをしっかりと充実させていただきたいということをおし上げて、賛成と致します。

○【青木淳子委員】 賛成の立場で討論いたします。子育て中の職員の皆様にとって小1の壁問題は、仕事と育児の両立、これが大変難しくなる状況をつくり出していると考えます。例えば、未就学的时候は必ず保育園などに送り迎えをしていたけれども、小学校入学と同時に、子供たちは自分の足で小学校に通学をするようになります。そうしますと、子供よりも先に家を出勤のために出なければならないですとか、そういう状況が生まれてきます。そうすると、子供がちゃんと鍵をかけて出ているかなとか、エアコンやテレビはちゃんと切ったかなとか、そんな不安を抱えながら出社することになることが多いのではないかなと考えるんですね。

今回の条例の一部改正は、そういった不安ですとか負担が軽減されるものにつながると考えます。国立市独自の子育て応援部分休暇の新設は、これ大変高く評価をしたいと思います。そこで、やはり大事なことは、先ほどからの議論でもありましたけれども、一緒に働く職員の皆様の理解と、そして協力なんですね。市の職員からの理解と協力を得られるように、これはみんなで応援するという言葉が、応援して休暇を取るとは当たり前のことなんだということを、職員の皆さんの意識醸成が図られるように、これはぜひ進めていただきたいということと、一部の職員に負担が偏らないように、これに関しても人員配置、しっかりと考えていくというようなお話がございましたので、そこもぜひお願いしたいということです。

そして、その点は職員課だけではなく、国立市の職員全体、チームとして取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。休暇を取る職員も安心して休暇を取り、そして子供を安心して産み育てやすい環境となるよう、お願いをして賛成の討論と致します。以上です。

○【中川貴大委員】 賛成の立場で討論させていただきます。こちら背景と目的、記載ありますので、

こちらの討論も手短にさせていただきます。まず、小1の壁、この課題がクリアされるということで、非常に評価をさせていただいております。そして、多摩26市において2市目の取組ということで、こういった先進的な取組であるということも評価をさせていただきました。こういった取組、こうした機運の醸成をぜひ先頭に立ってやっていただけたらと思いますので、こちらお願いをして、賛成の討論とさせていただきます。以上となります。

○【古濱薫委員長】 討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午前10時56分休憩



午前11時15分再開

○【古濱薫委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(3) 第89号議案 国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

○【古濱薫委員長】 第89号議案国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第89号議案国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明申し上げます。本条例案は、条例本則第123条の規定により、100分の0.3としている都市計画税率について、条例附則第18条の26を追加することにより、令和6年度から令和8年度までの特例税率を100分の0.26に定めるものでございます。今後想定される事業の財源を確保しつつ、今般の物価高騰をはじめとする社会経済情勢等を鑑み、引き続き、特例税率を100分の0.26とするものでございます。詳細については、総務文教委員会資料No.61にお示ししておりますので、御参照ください。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。

○【矢部新委員】 資料のNo.61、4ページのほうですね。前ページの①の後年度事業の財源確保としての必要性として、今後、「事業着手に先んじて一定規模の財源を確保しておくことが妥当と考えられる」とありますけれども、この一定規模というのは、具体的な額の見込み等はあるのでしょうか。

○【箕島政策経営課長】 今後の事業費総体については、まだ確定していないというか、見えていないところが正直ございます。今回の3年間、今後、令和6年度から8年度までの税収ですとか、事業の必要な経費というのを算定していきますと、3年後の令和8年度の決算になりますから、令和9年度の時点で都市計画事業基金が約30億ちょっとというような状況でございます。

○【上村和子委員】 都市計画税というのは、基本——確認します——固定資産税との連携があって、固定資産税を基に算出をするということで、固定資産税のほうで段階を追って値上がっていったら、結局、都市計画税も上がっていくみたいな、同じパーセントでも上がるという、そういう構図だと思うんですけども、固定資産税のほうはまだ上がっている状況にあるのでしょうか。今の解釈でいいよね。間違えてないよね。

○【伊形課税課長】 固定資産税と都市計画税、税率がちよっと違ってございまして、固定資産税の場合は1.4%の部分は変わっておりませんので、特に変動はないです。ただし、固定資産税と連動して

いるという話はしていましたが、償却資産しか固定資産税がかかってない方には都市計画税はかかりませんので、そこが違うところと。なので、特に数字が連動するというよりは、固定資産税の税率が例えば上がったら、それに連動して都市計画税が上がるというよりは、固定資産税の評価額とか価値、そちらのほうが大きくなれば、もちろんそれに連動して増えると。ただし、償却資産だけしかかかっていない方は関係がないものとなっております。以上です。

○【上村和子委員】 分かりました。もう詳細は聞きませんが、都市計画税というのは、例えば0.26になったから自分のところがどうなるかというのは、そのときの土地価格というか、土地の価値に応じて変わっていくということが分かりました。

それで、私は賛成しようと思っているんですけど、今厳しいので、土地を持った人、都市計画税を払う対象の人たちの実態というんですか、例えば、高齢とか土地だけはあるけど収入がないとか、固定資産税とか都市計画税が払える状況にないとか、そういう実情というのはいないのでしょうか。

○【伊形課税課長】 一応、1人ずつに例えば確認しているとかそういうことは、すみません、分からないんですけど、収納の部分とかを含めていきますと、固定資産税ですとか都市計画税というのが、99.……本当に後ろのほうですね。約100%に近い収納率にはなっておりますので、お支払いは頂いているのかなと。ただ、それが今委員がお話しいただいているように、どうしても、一生懸命払ってくださっている方とか、余裕があって払っている方とか、そこら辺までの細かい詳細についてはちょっと分からないかなと思っています。以上です。

○【中川貴大委員】 1点だけちょっと、2点かな、お伺いしたいと思います。私、任期今年からですので、ちょっと1点。1ページ目の経過のところになるんですが、令和3年度の特例で0.25%だった、この特例の理由と、そこから0.01%上がった理由と、これ2点お願いいたします。

○【簗島政策経営課長】 前回の改定の際の議論になります。前回、令和2年度に条例改正をお出ししているときですけども、ちょうどコロナが蔓延して初年度というところでした。そのときに都市計画税率そのものを検討した際に、まず、0.26があれば今後の事業について大丈夫でしょうというような判断を一旦しております。その上で、当時の状況としては、コロナで人の動きとか経済が止まった時期でもあったので、翌年度の市民の経済状況はかなり悪いんじゃないかというような想定がありました。そうすると、特例的に1年間だけ0.01下げましょうと。そういう判断をしたという形になっております。ですので、0.26ありきで、令和3年度だけはそういった経済対策という意味で0.01下げたといった経過でございます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(4) 第90号議案 国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

○【古濱薫委員長】 第90号議案国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第90号議案国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、補足説明を申し上げます。本条例案は、戸籍法の一部改正に伴い、これまで取得できるのが本籍地市区町村に限られていた戸籍証明が、全国どこの市区町村においても取得できるようになる広域交付が開始されるなどの改正に対応するため、条例別表の戸籍事務の項に、広域交付に係る手数料を新設するなどの改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、総務文教委員会資料No.73に沿って御説明を致します。まず、1として、戸籍または除籍の謄本、全部事項証明書等について、それぞれ広域交付の項を設けて手数料を定めます。その手数料額は、これまでの各証明書の手数料額と同額となっております。資料の表では、(1)と(3)に該当する部分でございます。

次に、2としまして、戸籍または除籍の電子証明書提供用識別符号とは、これまで行政機関に戸籍や除籍の謄本等を紙で提出していたことに代えて、国、法務省が設けます戸籍情報連携システムを通じて、電子的な戸籍記録事項の証明情報を提供することにより、提出を受けた行政機関において当該証明情報の確認を可能にするためのものでございます。

手数料額につきましては、戸籍については400円、除籍については700円と規定しておりますが、この申請がマイナポータルを使用して行われた場合や、窓口で同時に同内容の戸籍謄本等を取得する場合には無料としております。こちらは資料の表では、(2)と(4)に該当する部分でございます。なお、今回の改正で規定している手数料額については、いずれも地方公共団体の手数料の標準に関する政令によって規定されており、戸籍証明の手数料額については全国共通となっております。

最後に、施行期日ですが、戸籍法改正の施行日である令和6年3月1日としております。説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 まず、すみません、基本的なことの確認なんですが、この電子証明書提供識別符号、これはつまり、役所等での手続において、謄本の代わりに提出することで手続が可能になるものという理解でよろしいでしょうか。

○【毛利市民課長】 委員おっしゃるとおりでございます。

○【矢部新委員】 この識別符号については、これ具体的にどんなものになるのでしょうか。

○【毛利市民課長】 今時点、現段階では具体的にどのような形をしているかについては、私のほうで所管の法務局等に確認をしておりますが、いまだ国のほうからも法務局のほうに情報が下りてきていないというところで確認ができておりません。例えば、A、B、1、2、3、4、5のような数字、英数のような形で示されるのか、例えば、QRコードとかバーコードのようなコードで示されるのか、それが何桁なのかとか、そういったことの情報は今後、国のほうで定められると伺っております。以上です。

○【矢部新委員】 まだ形も決まっていないものについて、なぜ今手数料を定める必要があるのか。その辺の説明をもう少し詳しくお願いします。

○【毛利市民課長】 こちら、改正された戸籍法の施行日が令和6年の3月1日とされてございます。この戸籍法の改正に対応するために、今議会において手数料徴収条例の改正をする必要がございます。東京法務局のほうから、改正法の施行日まで各自自治体の条例改正をするようにという旨の事務連絡が届いておりますので、それに倣ってここで改正をさせていただいているということでございます。

以上です。

○【矢部新委員】 これ、国のほうはこの施行日までに識別符号の具体的な内容、形態というのはきちんと教えてくれることになっているのでしょうか。

○【毛利市民課長】 当然、そのように認識してございます。以上です。

○【矢部新委員】 認識というのは、そういうふうに国のほうが明らかにしているということですか。これまでに言いますと、明らかにしますと、そういう明言があるのでしょうか。

○【毛利市民課長】 所管の法務局のほうから、そのように情報を伝え聞いております。

○【矢部新委員】 すみません、じゃあ、少し内容変わります。識別符号の取得に関しては、マイナンバーカードを持っていなくても取得できる形式のものなのでしょうか。

○【毛利市民課長】 委員おっしゃるとおりでございます。マイナンバーカードの所持いかんにかかわらず、取得が可能でございます。

○【矢部新委員】 となりますと、例えばこれ、要するにマイナポータルを利用した場合は手数料無料になるということなんですけど、つまり、マイナポータルを使用しなくても取得するできるというものになるんですね。

○【毛利市民課長】 委員おっしゃるとおりでございます。

○【上村和子委員】 私もちっとお聞きしたいんですけども、今回のこの戸籍法の改正というのは、マイナンバー制度をこの戸籍のほうに導入するという、その制度改正のための法改正という理解でいいんですかね。

○【毛利市民課長】 マイナンバー自体を使うということでは、直接に使うということではございませんが、マイナンバー制度の大枠を使って各市町村が連携をしていくということで、広域交付と申しますけれども、どこの市町村でも、どこの市町村の戸籍でも取れるようになるといったような改正が行われるということでございます。以上です。

○【上村和子委員】 すみません、ちょっと原則をお聞きしたいんですけど、戸籍の事務という、戸籍に関しては法務省の責任なんですかね。自治体ですかね。自治体固有の事務なんですかね。住民票に関して、住民基本台帳みたいなものは自治体固有の事務だと思うんですけど、戸籍に関しての事務は——事務というか、責任は法務省ですかね。

○【毛利市民課長】 戸籍事務に関しては、第1号法定受託事務でございます。

○【上村和子委員】 法定受託事務だから国の事務ですよ。だから、一義的には国が責任があるから法務省に言っていると思うんですけど、じゃあ、マイナンバーがある住民、住民基本台帳って今言わないんだよね。それっていうのは住民票のほうですけども、基本的に。そっちは自治体固有の事務ですよ。違いますか。

○【毛利市民課長】 住民票に関しては自治事務、市町村の事務でございます。

○【上村和子委員】 私はそこら辺の、地方公共団体の事務の責任の取り方のときに、戸籍に関しては法務省が、自分たちの事務だから自分たちが責任を持って広域交付を認めると言ったということは、じゃあ、今後これに関して問題が起きたら法務省が責任を取ると。法務省の責任においてやられるという解釈でいいんですか。

○【毛利市民課長】 何か起きたらということは、何がというところいかんにかかってくるかなとも思いますが、制度としては、委員おっしゃるような国の責任においてということになってくるかなとは思いますが。以上です。

○【上村和子委員】 これ、国立でかなりやりましたけど、戸籍ってやっぱり差別の現場が多々あるので、あと、身元確認のためにも使われたりするわけですね。だから、やっぱりその、この広域交付というのが便利だけではなくて、それを使って、広域交付のマイナンバーを使って、本当は配慮が必要なDV被害者とか、様々な人たちへのものが流出してしまうというような懸念があるわけですが、それに関してはどのような議論がなされたんですかね。

○【毛利市民課長】 戸籍には、戸籍の附票といいまして、こちらは住民基本台帳事務なんですけれども、戸籍にいらっしゃる方の住所の履歴が表示されている書類がついてございます。そちらには、委員おっしゃるようなDV被害情報というものが、住所の履歴でございますので、当然、付随してございます。戸籍と附票というのは一体に管理をされておりますので、そちらでDV情報というのは連携されておりますので、DV被害者の戸籍情報、あるいは戸籍の附票情報というのがDV加害者のほうに誤って交付されるというようなことは、現状でもそうですし、それから改正後、広域交付になっても、そういうようなことは起こり得ないというような仕組みになってございます。以上です。

○【上村和子委員】 仕組みになっていると書いてあるんですけど、地方のほうからこういう改正に当たって、戸籍による広域交付によって出てくるリスクですか、そこに対して個人情報に関してセンシティブな情報などもあるから、それがちゃんと広域交付でも果たされなきゃいけないという、そういったところは何かできてみたいなおっしゃっていますけど、それが今回こうなったら、多分自治体が負うんだと思うんですよ、法定受託事務で。そのところで、本当にそこが大丈夫だとされているのかとか、そういったことに対しての法務省からの通知とか、これをやるに当たっての、この法改正に当たっての法務省の構えとか通知とかは来ているんですか。

○【毛利市民課長】 細かく事務処理、事務レベルでの通知のものは種々来ております。当然、個人情報を取り扱うことによりたくさん取り扱うことになるわけでございますので、そうしたことに关するものも来てございます。以上です。

○【藤崎行政管理部長】 ちょっと補足で、今回、本籍地の市区町村以外の行政機関においても戸籍情報にアクセスが可能となるという部分がございますので、個人情報を適切に保護する必要性というのが高まってくるということを踏まえまして、これ、法制上の保護措置とシステム上の保護措置というものが取られるということで、法制上の保護措置としては、いわゆる罰則を設けるであったり、漏えいみたいな形ですね、そういったものに違反した場合の罰則を設けたりですとか、あとシステム上の保護措置については、ネットワークの情報の送受信とか、不正参照を防止するシステムの構築、それからログの保存とか、そういった保護措置を併せて設けるということは通知の中では来ているところでございます。以上でございます。

○【青木淳子委員】 では、何点か質疑をさせていただきます。今回の法改正は、本籍地以外でも、どこの役所の窓口でも戸籍証明が取れるということになりますけれども、この改正によってその手続の方法、どのようになるのか教えていただけますか。

○【毛利市民課長】 これまでは、戸籍は本籍地市町村でしかお取りいただけなかったということで、例えば、国立以外に本籍のある方が国立市の窓口に行っちゃって、戸籍が欲しいんですけど、私の戸籍は、例えば北海道です、九州ですといった方が国立市の窓口に行っちゃった場合には、国立市役所では国立の戸籍しかお出しできないんですよ。本籍地、国立市でない方はそちらに行っていたかなければお取りいただけません。遠い場合には、じゃあ郵送でお取りいただいたらいかがでしょうかというような形で郵送の御案内をするというようなことをしていたわけなんですけど、改正日以

降は、国立の窓口でそのままお取りいただけるようになるということなのでございます。ただ一点、窓口で国立市の戸籍を交付する場合と違うのは、本人確認の方法が一段、より厳しくなっております。国立で国立の戸籍を取る場合には、顔写真付きの身分証明書をお持ちでないという方は、例えば健康保険証と介護保険証であったり、そういった2点での確認でお出しをしていたわけなんですけれども、そういった顔写真のついてないものでの広域交付というのができなくなっております。必ず官公署の発行した顔写真付きの身分証明書、運転免許証であるとかマイナンバーカード、こういったものの提示が必要とされてございます。そこだけがちょっと、窓口で国立市の戸籍を国立市役所で交付する場合と違った点でございます。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。今までは顔写真がないものでも、国立市の戸籍を取る場合は大丈夫だったと。けれども、これからは、さらに顔写真付きの証明書ですか、が必要になるということとあります。セキュリティが強くなるというような捉え方でよろしいでしょうか。

○【毛利市民課長】 委員おっしゃるとおりです。広域交付、便利になるということでございますので、国のほうでもそこを意識して、よりセキュリティを高めてきたという理解をしていただければよろしいかと思います。以上です。

○【青木淳子委員】 もう一点です。マイナポータルを使用して申請する場合、手数料が無料となるということですが、もう少しこの手続について詳しく御説明いただけますか。

○【毛利市民課長】 こちらの手続、今まで紙、例えば国等の行政機関に添付書類として紙の戸籍が必要とされていたものに、紙の戸籍に代えて識別符号を提出することで、紙の戸籍の提出が不要になるというものでございます。したがって、市役所の窓口に来ていただいて、識別符号を取得していただくということであれば、これまで紙の戸籍を取っていただくのと手続が変わらないわけですから、あまり意味がないということなので、国のほうでは、マイナポータルから、例えば御自宅等から申請をしていただいて、識別符号を取得していただくというのをメインに考えているのかなと考えております。その場合は手数料が無料になるということでございます。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。わざわざ市役所に行かなくても、自分が持っているマイナポータルから証明書が取得できるということでありました。私からは以上です。ありがとうございます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

○【矢部新委員】 反対の立場から討論をさせていただきます。確かに広域交付ができるというのは、個人的にはすごく助かるんですね。私も選挙の際に、片道2時間かけて戸籍謄本出しに行きました。けれど、ほかの委員が言いましたように、非常にセンシティブな個人情報でありまして、そこに懸念が残るのも確かかと思います。

また、そもそもの法制度、制度設計がマイナンバー制度を前提としている上に、まだまだどんなものになるのかすら不明確な識別符号について、手数料を今これ定めろと。国のほうがまだできてないけど、まだ分からないけど、取りあえず決めろというのは、非常に不可解なことかなと思います。

そして、マイナポータルを使用した申請の場合、無料ということですが、マイナンバーカード、そしてマイナポータル周りにも運用コストがかかっているところを、マイナポータルを利用すれば無料というのは、これは結局のところ、国のマイナンバーカード及びマイナポータルへの誘導なんじゃないかというような懸念が残ります。戸籍の情報というのは、必要だから取得して必要だから提出す

る。特に行政の側が出してくださいねと言ってきているものなわけですから、そこで、例えばマイナンバーカードの有無とか、マイナポータルを使用できるできないによって差をつけるべきではないのかなど。以上の観点から反対を表明いたします。

○【上村和子委員】 私も反対を致します。今日、審査の中で、つくづくマイナンバーカードを持っている人にとって有利な社会が出来上がってくるんだなと。それを便利だとか、国民の利便性をという言い方で書かれているけれども、明らかにそこから落とされている人たちのことがいるなど。特に私が今、戸籍の追求をやっている人というのは、年を取ってもう死ぬかもしれないといったときに、親族を探すために戸籍をたどっていくとか、そういうすごく面倒くさいことを、手紙出したり何をしながら、その前をたどっていくしんどさが一つあります。

私自身、私個人はもう戸籍は日本は要らないと思っています。戸籍によってそれがプラスに働く人もいればマイナスに働く人もいるからです。日本は住民票がもうあるのだからそれで十分じゃないかと思うんだけど、まだ戸籍にこだわり、そして、この戸籍の手の何と面倒なことか。その中で、今回、マイナンバーで広域交付ができるようになりました。マイナポータルというものを使ったら無料ですが、そんなの使えない人は窓口に行っても、顔写真がついたものを、顔写真がついた身分証明書って、私もないですもんね。運転免許なくて、パスポート持ってなかったら取れないんだ。従来をやらなきゃいけないんだ。こういう、私、高齢者いっぱいいると思います。そういう人たちのことを、私が何で、国がどう考えているのかが知りたいんですよ。ちゃんとそういう人たちのことが頭に法務省が入っていればいいですよ。そこに対して特段の配慮を求めるとかそういうのがある、だからお聞きしたんですけど、そういうものが今日聞き取れませんでした。

私は結局、年寄りとか、そういう使える人だけが恩恵を取っていくと。それが多数であっても、そのことから取り残された人間がこのような不平等の中でお金まで払って、お金を払って取ればいいけど、お金を払っても自分を証明できない人はどうしてくれるんだと思ったら、従来どおりの面倒くさいことをこつこつやらなきゃいけないと。こういう格差がマイナンバーによって起きることの深刻さをもう少し自治体は重く見てほしい。そこに対する手当て、配慮は十分必要だし、そのような声を国に上げるべきだと私は今日思いました。反対します。

○【青木淳子委員】 賛成の立場で討論いたします。この一部改正は、国のデジタル化が進むことによって市民の利便性が向上するものであると考えます。戸籍証明を取る場合、本籍地のある役所でないとい取得できなかったものが、今回の戸籍法の一部の改正により、全国どこでも交付可能となります。身近な役所で戸籍の謄本が取れるようになって、利便性が高まるものであると考えます。以前、市民の方に御相談を受けて、亡くなられた御家族の戸籍謄本を取るために、本籍地である府中市役所に一緒に行って申請をしたことがありました。これはお隣の府中市だったので御一緒できましたけれども、遠方の場合であれば、郵送で取り寄せるしかない。非常に時間も手間もかかるものであります。

セキュリティ対策として、窓口の申請時に写真の証明が必要になること、やはりこれはセキュリティ効果を高めるということで、当然であると考えます。改正戸籍法の施行日が令和6年3月1日であり、その時点に間に合うように本議会で条例を改正するものであり、賛成と致します。

○【中川貴大委員】 賛成の立場で討論させていただきます。こちらの戸籍について、他の委員からいろいろお話がございましたけれども、我が党でも、橋下元代表が戸籍というものについて、これは必要かどうかというような議論はありましたけれども、これは党の中では結論が出ていないのでここではお話はしませんが、私も選挙の際に——私、本籍、北海道にあるんです。取りに行こうと思い

ますと飛行機に乗らないといけないという。ちょっとかなり厳しい立地にありますので、郵送となるとさらに往復で二、三日かかるわけで、そうすると郵送でも届いてからまたタイムラグがあって、そこから送り返してくるといつになるか分からないと。そういった状況でありましたので、実家に連絡をして代理で送ってもらったんですけども、やはりすごい不便だなと思っておりましたので、今回こういった改正が行われるということで、非常に市民の方の利便性が向上するのかなと思ひまして、大いに賛成をさせていただきたいと思ひます。以上です。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで昼食休憩と致します。

午前 1 時 4 8 分休憩



午後 1 時 1 分再開

○【古濱薫委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(5) 第 9 1 号議案 くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案

○【古濱薫委員長】 第91号議案くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。教育部長。

○【橋本教育部長】 それでは、第91号議案くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について、補足説明申し上げます。本条例案は、国立市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、体育館の使用料等の額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

改定の考え方につきましては、他市の使用料の平均金額を勘案し、第一、第二、第三体育館の貸切使用料金について、おおむね10%程度の増の改定を行うものでございます。なお、体育室以外の貸切料金及び個人使用料については、据え置くものとしております。

具体的な改正内容について御説明申し上げます。総務文教委員会資料No.72、新旧対照表を御覧ください。1 ページ目の第一体育館の貸切使用料については、新旧の表のとおり改定を行うものでございます。2 ページに第二体育館の貸切利用と、第三体育室の貸切利用についても新旧の表のとおり改定を行うものでございます。3 ページの別表第 3 につきましては、利用料金について、1 日単位となりますが、先ほど説明いたしました別表第 1 の使用料の場合と同様の変更を行うものでございます。

最後に附則と致しまして、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。また、改正後のくにたち市民総合体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を行うくにたち市民総合体育館の使用及び利用について適用し、同日前に申請を行ったくにたち市民総合体育館の使用及び利用については、なお従前の例によるものとしております。

なお、使用料手数料の見直しについての経過や意見募集の結果については総務文教委員会資料No.70 を、また、使用料手数料の現状及び改定案につきましては総務文教委員会資料No.71 の 4 ページから 5 ページまでにお示ししておりますので、併せて御参照ください。補足説明は以上でございます。御審

査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 すみません。まず、基本的なところからなんですけれども、理論上の適正価格に関して、これは原価や維持費等を勘案してということになっていると思うのですが、そうすると、需要や供給といった市場価格の問題というのはなくなると思うのですが、それでも、昼間と夜間の価格の差がついているのは、これは利用率等を勘案してということなののでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 昼間と夜間の違いというところでございますけれども、これは時間単位当たり、夜間の場合は、高めの値段を設定しているというところがございまして、原価的には、同じ3時間で変わりませんので、その分の差というところでございます。

○【矢部新委員】 そうですね。すみません。今、時間の長さのところを見逃しておりました。時間当たりでは、大きく変わりはないということですね。

続きまして、乖離率を示した上での利用料の改定ということなんですけど、これは徐々に理論上の適正価格に近づけていくような、乖離率が低ければ低いほど望ましいといったような考えに基づくものなののでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 使用料・手数料の見直しに関する基本方針によりますと、やはり乖離率は低いほうが良いというところになります。

一方で体育室に関しましては、適正価格と非常に離れ過ぎておりますので、何と申しますか、その中で今回は他市の料金なんかを参考に、乖離率が離れているので改定が必要というところは、まず1つあるんですけれども、その上で他市を参考に料金設定案というんですか、改定案を考えさせていただいたというところでございます。

○【矢部新委員】 また、別の質疑なんですけれども、受益者負担割合が、プールのみ1.5倍というのは、どういった根拠に基づくものなののでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 まず、プールにつきましては、民間のスポーツクラブなどでもプールを使用することができるというところで、より受益者負担率を高くしていると。一方で体育室につきましては、民間で体育室を使えるというところはなかなかございませんので、50%になっているというところでございます。

○【上村和子委員】 パブリックコメントの中で、なるほどと思ったのが、今、物価が上がっている中で、ちょうど4年に1度のタイミングで見直しを行ったというわけかということで、そうですという中で、回答の中に、市の考え方として、現在の物価高騰分が直接反映されているわけではないという表現がありました。適正価格というのが、計算上の適正価格だと思うんですけれども、市民の負担感というのが、物価高になっていくと負担感というのは、1割負担でも結構負担感としてあると思うんですよね。この時世の中での市民にとっての負担感というものは、基準がないんでしょうかね、考慮に入らなかったということですか。

○【井田生涯学習課長】 この説明会の、総務文教委員会資料No.70の2ページ目の表の中の2番のところについてかなと思っております。このときは、説明会の中で、率直なところがございました。この会計は、令和4年度から検討が始まった関係で、令和3年度の数値を用いているというところがございます。まだ令和3年度は、そこまで物価が上がっていなかったという率直な回答はさせていただいたので、こういった回答になっております。

負担感というところのお話ですけれども、現在の原価計算については、人件費だったり、物件費だ

ったりを積み上げて、部屋の面積などで割っていくというものになりますので、負担感というのは、考慮には入っていないというところでございます。

○【上村和子委員】 国立市に、ただで使える体育館とかがあったら問題ないんでしょうけれども、やはり運動施設があるようであまりないので、社会体育ですよね。基本的に市が持っている総合体育館といったら、社会体育なんですけれども、社会体育を保障していくときに、全ての人に保障していくという原則の公の責任があると思うんですけれど、それから見たときに、例えば、上げるけれども実態に応じて減免制度を広げていくとか、そういった併せての検討というのは、されたのでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 今回対象となっていますのが、団体による貸切利用というところでございます。団体の中には減免については、例えば市が使う場合ですとか、学校教育の中でなどございますけれども、今回改定するに当たって、それを広げたりするということは検討はしなかったというところでございます。

○【上村和子委員】 じゃあ、団体に対してのヒアリングとか、団体の方の御意見を聴いたということはあるのでしょうか、この値上げに関して。

○【井田生涯学習課長】 様々な御意見を伺いたいというところで、説明会を開催させていただいたりですとか、これは政策経営課の取りまとめになりますけれども、パブリックコメントを行ったりする中で御意見を求めたところですが、具体的には、説明会にお越しいただいた1人からの御意見のみとなっております。

○【上村和子委員】 私が聞きたいのは、説明会じゃなくて、これを検討するに当たって、今使っておられる団体さんに、この今の状況では適正ではないので、やはり値上げを考えなきゃいけないんだけれども、それに当たって、どのような御意見をお持ちかというのを、リサーチの段階で聞いたほうがよかったのではないかなと思うんだけど、そういう聞いたと、本当に聞いて、意見をそれぞれの団体にアンケートでも何でもいいんですけど取ったとか、そういうのはしたのでしょうか、しなかったのでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 国立市体育協会さんに対しては、御意見を求めたというところはあるんですけれども、アンケートを取ったりですとか、個別の団体さんに、例えば声をかけて具体的に話を聞いたということは行っておりません。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 反対の立場から討論いたします。もちろん受益者負担という考え方、これは一定の理があると同時に、留意すべき点もあると思うんです。もちろん共有地の悲劇といいますか、コスト意識が一切ないままに、管理ができなくなってしまうというようなことが起こらないように一定の負担をというところまでは、ある程度の理解もできるんですけれども、維持コストに対して比率がこうであるからこの額といったような考え方で公共施設の利用料金を設定するというのは、少なじまないんじゃないかなと考えています。

こうした体育施設は、公共財として健全な市民生活を支えると同時に、行政が主導している施策であるところの健康まちづくりの基礎にもなり得ると思うんですね。ほかの委員もおっしゃっていたように、社会体育を全ての人に保障するというような観点も無視できないと思います。そう考えたときに、単純に受益者は利用者の方に限るということではありませんし、そうした観点から利用者負担分

は引き上げるべきではないとの立場での討論を終えます。

○【上村和子委員】 私も反対の立場で討論します。やはり物価高が、今の市民生活にすごく影響が出てきているときに、値上げは慎重であるべきだろうと思います。特に高齢者が今から増えてきて、私はちょっと詳しくないので、今日はあまり聞きませんでしたけれども、団体で使っている方々がどんな人たちなのかなというのは、知りたいなと思いました。例えば、高齢者の中で何かをやっているグループとか、いろんなグループがあると思うんですよね。その人たちにとって、200円だから大丈夫という人がほとんどかもしれないけれども、やはりその人たちが体育をやっていることが、どれだけ健康とか、町のためにと、役立っているのかということ、目に見えない効果というものと、適正基準というもののバランスが、やはり質と数字だけではない、役所がやるお仕事ですので、それがどういう効果があるかと。この200円が上がるのが全然響かないのか、響くのか、市民の体育の気持ち、体育協会にお聴きになったというんだけど、体育協会の方が、この団体さんを全部知っていらっしやったら反映するのかもしれない。やっぱり負担感という言い方をしたんですけど、実感調査ですよ。生活はどうかと言ったときに、詳しく分からないけど、何か厳しいような気がするとか、何か不安があるという。大体不安というのは、実感なんですよ。そこに根拠がなくても、不安が起きるんですよ。だから実は、私は適正という名の下で数字でやるんじゃなくて、負担感とか実感とか、そういう調査も大事じゃないかなと思います。そういうものを加味しながら、やはり使っている人が納得できる、これだったら上がってもいいとか、だから減免制度も細かにつくったらどうかとか。よく分からないけど、例えば、65歳とか70歳以上の人たちが健康のためにやっているというスポーツだったら、こういう制度もありますよとか、よく分からないけど。私はよく実態が分からないので。だから、そういったものなども細かに検討して、使っている人がそのまま継続して使える、これだったら使えるねと安心できるような、そういうやり方かな。そういうのをもっともっと検討されるといいんじゃないかと思いました。

○【遠藤直弘委員】 賛成の立場で討論いたしますが、私も使わせていただいている立場からすると、やはり高くなるのは嫌だなというのは正直な感想ですが、しかし片方で、使われないほとんどの市民の方というのは、やはり不公平感というか、自分たちの税金が何に使われているのかとか、いろいろと考えるところはあると思います。受益者負担というものは、やはり一定に取っていただきたいと願っている市民の方は多いのかなと感じています。その中で、乖離率等々を出すのはいいことだと思いますし、また、それを縮めることは、最終的に民間と一緒にすることはないでしょうけれども、やはり参考にするべきものなのかなとは感じます。

あと、並びに電気料金等々、水道・光熱費等々が上がっている中で、その辺りもしっかりと負担していただく。特にクーラーなどが設置されているところもありますし、また今後先、改修・補修とか、そういうふうなこともあると思いますので、しっかりと使っていただく方に、それを負担していただいているということが分かるような料金設定というのは、妥当なのかなということで賛成させていただきます。

それと最後に、意見を聴く会、これはもうちゃんと声をかけたほうがいいと思いますよ。参加者1人って、私も見逃すところでしたけれども、9月27日に、恐らく呼びかけ等々されていると思いますけれども、しかし例えば、関係の団体とかそういった方にもお声をかけたりとか、そういう努力は必要だと思います。これだと、しっかりと私たちは開催いたしました。しかし、参加者がいみせんで、御意見はこの程度でしたというようなことになってしまうと、真の意見を聴く会という形にならない

ので、ぜひ、お声がけのほうをよろしく願いいたします。以上です。

○【中川貴大委員】 賛成の立場で討論させていただきます。まず、この体育館であつたり、プールであつたりは、私の出身の町では、全て無料だったんですよ。賛成の立場での討論ではあるんですけども、国立市に来て、この料金を見たときに、すごいな、これに何千円とか、1万円を越えているのもあるんだと思う中で、ただ一方、受益者負担のお話も、他の委員からもございましたけれども、実際に振り返ってみますと、そういった無料でやっているメリットは当然ある一方、なかなか施設の整備が進まないということで、例えば、蛇口をひねると、皆さん、普通に水が出てくると思われる方がいらっしゃると思うんですけど、鉄が出てくるんですよ。ほとんど、鉄の水。飲んだら鉄の味しかしないで、色もちょっと茶色く赤っぽく濁っているというような状態でありましたので、そういったことを振り返ると、やはり一定のこういった料金を設定して、受益者負担の観点からもそうですし、適正な料金に近づけていくということは必要な取組なのかなと、今、皆様のお話を聞いていて思いました。そういった点を踏まえて、今回は賛成の討論とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

挙手多数、よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(6) 第98号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算（第6号）案

（歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、諸支出金）

○【古濱薫委員長】 続きまして、第98号議案令和5年度国立市一般会計補正予算（第6号）案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、議会費、総務費の一部、消防費、教育費、諸支出金を議題と致します。当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第98号議案令和5年度国立市一般会計補正予算（第6号）案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。初めに、5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正は、総務文教委員会の所管するものは、追加が3件です。芸術小ホール指定管理料は、期間を令和5年度から令和10年度まで、限度額を3億9,061万5,000円、郷土文化館及び古民家指定管理料は、期間を令和5年度から令和10年度まで、限度額を3億340万円、総合体育館指定管理料は、期間を令和5年度から令和10年度まで、限度額を7億7,458万5,000円、いずれも指定管理者との間で基本協定を締結するため、債務負担行為を追加するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金は、歳出の補正予算に対応し、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を追加するものでございます。款16都支出金、項3委託金は、収入額の確定に伴い、都税徴収取扱委託金を増額するものでございます。款19繰入金、項2基金繰入金は、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。款20繰越金、項1繰越金は100万円単位未満の財源調整のため、前年度繰越金を増額するものでございます。16ページ、17ページをお開きください。款21諸収入、項4雑入は、証明書コンビニ交付システムの不具合により、サービスが停止

したことに係る損害賠償金を追加するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。18ページ、19ページをお開きください。款1議会費、項1議会費は、決算見込みにより職員人件費等を増額及び減額するものでございます。

20ページから23ページにかけてが、款2総務費、項1総務管理費です。20ページ、21ページをお開きください。くにたち未来寄附による寄附額の見込みが想定を上回っていることから、寄附システム包括支援委託料を増額するものでございます。22ページから25ページにかけてが、項2徴税费です。22ページ、23ページをお開きください。決算見込みにより職員人件費等を増額及び減額するものでございます。24ページ、25ページをお開き下さい。項3戸籍住民基本台帳費です。戸籍法改正に伴い、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等を実施するため、ローマ字表記等対応システム改修委託料を追加するものでございます。24ページから27ページにかけてが、項4選挙費です。26ページ、27ページをお開きください。市議会議員選挙終了に伴い、選挙管理事務員報酬を減額するものでございます。項5統計調査費は、決算見込みにより職員人件費等を増額及び減額するものでございます。28ページ、29ページをお開き下さい。項6監査委員費です。決算見込みにより職員人件費等を増額するものでございます。

56ページ、57ページをお開き下さい。款9消防費、項1消防費は今年度の委託金確定により、都消防委託金を増額するものでございます。項2災害対策費は、東京都立川地域防災センターの工事スケジュールが延びたことで備蓄品の移動が不要になったことから、備蓄倉庫借上料を皆減するものでございます。

58ページ、59ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費は、GIGAスクール構想用端末の破損が想定以上に発生しているため、修繕費を増額するものでございます。項3中学校費は、契約差金により、第三中学校のプール改修工事請負費を減額するものでございます。60ページ、61ページをお開き下さい。項5学校給食費です。給食センターにおいて調理員の欠員が生じていたため、会計年度任用職員の報酬及び手当を減額するものでございます。60ページから63ページにかけてが、項6社会教育費です。62ページ、63ページをお開きください。芸術小ホール敷地内の側溝において、グレーチングの破損が生じたため、修繕費を増額するものでございます。項7社会体育費は、決算見込みにより、職員人件費等を増額及び減額するものでございます。62ページから65ページにかけてが、項8公民館費です。62ページ、63ページを御覧ください。決算見込みにより職員人件費等を増額及び減額するものでございます。64ページ、65ページをお開き下さい。項9図書館費です。決算見込みにより職員人件費等を増額及び減額するものでございます。

66ページ、67ページをお開きください。款12諸支出金、項2諸費は、令和4年度の補助額等の確定に伴い、国・都支出金返納金を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。それでは、質疑を承ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 すみません。23ページのコミュニティ運営支援事業費について伺います。10の需用費の修繕費及び改修工事……

○【古濱薫委員長】 コミュニティは含まない。

○【矢部新委員】 失礼いたしました。すみません。では、25ページですね。失礼いたしました。25

ページの住民基本台帳事務費なのですが、こちらはシステム改修ということなんですけど、この改修の中身を詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

○【毛利市民課長】 こちらは、戸籍法の改正を受けまして、住民基本台帳、それから戸籍の附票に振り仮名を振るようになります。それに伴いまして、マイナンバーカードへも振り仮名が、これは片仮名になりますけれども、振られるようになります。さらにそれに伴いましてということでございますが、希望者に振り仮名をローマ字表記をすることができるというようになりますので、それをできるようにするというシステム改修を行うための費用でございます。以上です。

○【矢部新委員】 では、ローマ字表記等の等の中身が、平仮名での戸籍や附票等への振り仮名や、マイナンバーカードの片仮名の振り仮名という中身の理解でよろしいでしょうか。

○【毛利市民課長】 委員がおっしゃるとおりでございます。

○【矢部新委員】 では続きまして、59ページの情報教育等関連事業費、G I G Aスクール構想に伴うタブレット端末の修繕費ということなんですけれども、こちらは、一般質問でも触れていた議員がいたと思うのですが、端末の破損で一番多いケースというのはどのようなものか、つかんでいますでしょうか。

○【荒西教育指導支援課長】 こちらは、落下による破損になります。

○【矢部新委員】 落下による破損に関して、何か対策を取る、カバーやフィルム、そうしたものを支給するとかいった対策というのはあるのでしょうか。

○【荒西教育指導支援課長】 こちらは、議員の御指摘があつてから、様々に業者と検討させていただいたんですけれども、本市で採用しているものが、開閉ができるタイプのものございまして、画面がむき出しのものについては、やはりフィルムを貼るという対策が、かなり有効だということなんですけど、開閉式のものについては、破損するような落ち方をした場合は、貼ってあつても、やはり破損してしまうといったことがございまして、フィルムという選択肢は、なかなか難しいと。

あとは、カバーリング、外側にクッションのようなものをつけたりとか、そもそも落ちないように、机の枠に落ちないように防止の障壁みたいなものを設置するとか、そういった対応はあるということなんですけれども、それをやることによって、また別の問題が生じてくるということもありまして、今はなかなかそういったところについては、踏み込めない状況という形でございます。

○【矢部新委員】 ぜひ、ちょっといろいろ対策を考えて、何らかの手は打ってほしいと思います。

続きまして、61ページの給食費の職員人件費等ではないですね、給食センター会計年度任用職員報酬等なんですけれども、こちらが大きな減額となった理由を詳しくお願いします。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 本年2月頃から、調理員が定数に足りておらない状況でございました。昨今の社会現象でもあります慢性的な人手不足で、多いときで6人ほど足りないときがございました。常時、2月ぐらいから募集はかけていたのですが、応募もなく、センターの活動が終了した1学期の末まで足りていない状況で、その間は毎日、私も当然ですが、事務職員、栄養士が調理場に入って、人手不足を補ってという形で過ごしていたところでございます。以上です。

○【上村和子委員】 3つ聞きますね。最初に言います。15ページの財政調整基金繰入金が、今回は5億円補正が出たと。取り崩すということですよ。予算段階では、物すごく大ざっぱに言うと、8億円の予想だったんですけど、足りないから、今回は5億円を補正して、基本的に13億円の財政調整基金を使うということなんですけど、これは、今後の決算までを想定したときに、結果はこのまま行くのでしょうか。残りの財政調整基金は、どのくらいあるのでしょうか。この財政調整基金の繰入れ

に見られる国立市の財政の状況というものが、今後どうなるかということについて、ちょっとお聞かせください。

3つまとめて言っちゃっていいですか。もう1つが、59ページのGIGAスクールのときの、子供たちに貸与したタブレットが壊れるって、これは、私は壊れるものだと思うんですよ。だから、壊れた金額が問題というより、壊れるだろうと、壊れていいと思います、必要な教育費だったら。そこは責めないんだけど、これを想定していたのかなという。何か買うときは、10分の10が東京都の全額補助ですみたいな感じだったと思うんですけど、壊れるという想定は——違った？、違ったら訂正してください。これはどう見ても補正じゃなくて、ここに来て、ああ、壊れたと。新規で修繕入れたみたいにしかならなくて見えないので、当初は想定していなかったんじゃないのかな。想定していたとしたら、どう想定していたかというのが、ちょっと知りたいです。

次、61ページですが、給食ステーションの調理員さんが、欠員が生じたということが、やはり場所が変更になったとか、直営からSPC方式に変わったとか、そういうことで、今までずっとやってきた調理員さんたちが、恐らく想定よりも多く辞めたから、この余りが出たんじゃないかなとちょっと思うんですけど、その辺りの実際に何人ぐらいお辞めになられて、それで補填がきかなかったということだと思うんだけど、これは教育委員会の想定よりも多かったのではないかと推測されるんですけど、もし多かったとしたら、それはなぜだったんだろうという検証はされたのでしょうか。検証されたら、その検証結果も教えてください。以上、3点です。

○【篠島政策経営課長】 まず、財政調整基金の関係のお話をさせていただきます。今回、補正で繰入金を増額しておりまして、令和5年度内の増減、積立でもありますので、現時点での6号の補正予算後の基金残高としましては、15億4,309万円となる見込みです。

今後の令和5年度の財政調整基金の繰入れについてでございますが、やはりこの12月というところが、例年一番大きくなるタイミングになります。今後、執行残ですとか契約差金等で、歳出側が落ちてくるものがあり得ます。それから、あと歳入については、これから市税だったりとか税連動交付金を含めて、年末にまた少し動きがあるものもあるので、そういったところも見ながら、3月の補正に向けて、どのような動きになっていくかということを見ていきたいと思っています。ですので、歳出側では減の要素がありつつ、歳入は上下ともに、どちらにも振れる可能性がある。そんな中で、年度末の補正予算に向けては、例年でいけば小さくなっていくというのが、いつもの動きです。最後、決算においても不要額が出ますので、もうちょっと小さくなっていくというのが例年の動きです。

令和5年度の全体の財政運営につきましては、令和4年度ほど市税の伸びがないというのが正直なところはありまして、この辺りも含めて、令和6年度予算に向けて、これから調整していきたいと考えているところでございます。

○【上村和子委員】 1個だけです。5億円の今回の補正というのは、想定していた範囲内ということでしょうか。

○【篠島政策経営課長】 額でいけば、令和4年度と、このタイミングでの財政調整基金の繰入額としては同程度というところにはなります。例えば修繕費ですとか、そういった急遽入れなきゃいけないものは当然ありますので、完全に予測できたかというところまでいくとちょっと難しいんですけども、昨年度よりも現段階では、基金繰入金はちょっと抑えているようなところでございます。

○【荒西教育指導支援課長】 端末の故障の見込みですけれども、こちらについては、想定はしてございました。調達の段階で、落下ということを想定しまして、クロームブックの中でも、一番頑丈な

ものと言われている、1メートルの高さからの落下には耐えられるという触れ込みのものを採用したために、他市に比べると故障の見積りというのは低く設定してあったといった状況です。

加えて、ここで修理の状況が、当初は大体4.8万円ぐらいが平均かなと見ていたんですけれども、ここで部品の高騰であるとか、当初かけている保障の形が年がたつにつれて補償率が低くなっていくといった形のものであったので、当初に予定していた修理分が修理できなくなってしまっていると、こういった状況がございまして、申し訳ございませんが、補正で対応させていただくという形になっている次第です。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 3つ目の御質疑でございます。これは、個人的な事情やセンシティブな部分でもありまして、個々に対して詳細にヒアリングはしておりませんが、実際に引越された方とか、あるいは、前から考えていた仕事にここでチャレンジしてみたいということでお辞めになった方はいらっしゃいました。ただ、富士見台の旧給食センターで長年勤務され、このセンターには一定の恩返しができたということで、これを機に引退という方もいらっしゃいましたし、御家庭内で御自身が介護従事者であったため、これを機に介護に専念したいという方、また、給食ステーションの立地場所の特性上、日常的な勤務に困難を感じたため退職された方などはいらっしゃいました。調理員の方で、実際に継続雇用を希望されず退職された方は18名でございます。以上です。

○【上村和子委員】 タブレットのGIGAスクールの関係なんですけれども、ということは、私はちゃんと聞き取れたかな。8万円ぐらいの修理費と思っていたけど、実際は112万5,000円ぐらいかかったという解釈でいい。違う。

○【荒西教育指導支援課長】 説明がうまくなくて申し訳ございません。1台に平均して4.8万円ぐらいかかると当初は予定していたのですが。（「1台当たり？」と呼ぶ者あり）1台当たりです。1台当たり4.8万円だったのですが、実際は平均すると7.5万円ぐらいかかるというような形に現在になってございまして、そこでちょっとそごが出てまいりました。申し訳ございません。

○【上村和子委員】 ということは、1台当たりの修理費というんですかね、何て言いましょうか、これが4.8万円と想定したけど、7.5万円だったと。これは来年度に向けて、この修理費というものは、当然、子供たちが初めてだったら、これは必要な経費だと私は思っています。GIGAスクールは反対だけど、こういう教材は壊れるものだと思って、ちゃんとそれを教えてもらえればいいのです、壊れないような使い方を。でも、来年度予算案は、じゃあ、どれぐらい見るのですか、この修繕費というのを。

○【荒西教育指導支援課長】 今年度で補正をかけた分は、しっかりと見込んでいきたいなと思っておりますが、やはり使用率のほうも、どんどん、どんどん学校のほうは上がってまいりますので、それもちょっと含めながら考えていきたいと思えます。業者によると、他市に比べると国立市は、圧倒的故障率は低いほうだとは言われていますので、そちらのほうは、運用のほうをしっかりと今後もやっていきたいと考えております。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。まず今、私は引き続きまして、58ページ、59ページのGIGAスクール構想のところで、この1か所で数点お伺いしたいんです。まず故障ということで、落下を想定していらっしゃったということだったと思うのですが、この落下をした、当然画面というところはあるのですが、画面以外にも、例えば、携帯でも落とすと、例えば中が駄目になっちゃったりとかよくあると思うんです。まずその画面以外の部分で、落として中が駄目になったですとか、反応しなくなっちゃったとか、そういったことがまずどれぐらいあったのかなというところと、引き続

き、あと故障の想定のところのお話が他の委員からあったとは思いますが、想定した故障の台数とか率とか、金額の部分とはともかくとして、台数全般であったり、率だったり、こういったところは想定を下回ったのでしょうか。それとも上回ってしまったのでしょうか。併せてお願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 1点目が、液晶画面の破損というのが、やはり一番大きくございます。そのほか、外側のカバーの部分が大幅に破損しているといったことであるとか、あとは実際に——その辺りが一番多いという形で記録されています。

破損率のほうなんですけれども、やはり当初予算の段階で組んできたときよりかは、やはり破損率というのは高くなっているということでございまして、これも使用率が上がっているなというのに比例して、やはり破損の確率は高くなっているなといった、そういった実感がございます。以上です。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。まず、2つ目のところで、使用率が上がって、お子さんが使うことがどんどん増えてきたから、故障したんですよということかなと思いました。これは一定、理解はさせていただきました。

壊れた原因のところでお話があったと思うんですけれども、カバーといいますか、外装というのでしょうか、その部分の破損と画面の破損ということだったのですが、内部の破損は、特にそこまでひどいものはなかったということになるのでしょうか。

○【荒西教育指導支援課長】 損害の状況を見ると、やはり液晶画面の破損というところがあるので、内部の本体自体に何か大きな支障を来したというのは、ほとんどないような状況でございます。

○【遠藤直弘委員】 それでは、61ページの給食センター人件費の減額について、先ほどちょっと御説明があったんですけれども、これは確認なのですが、これは7月までの市直営でやっていた分についての減額ということでよろしいですか。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 委員が、お見込みのとおりでございます。

○【遠藤直弘委員】 ということは、新しくなった給食ステーションのほうの人件費は、関係ないということよろしいですね。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 調理員や配膳員の人件費に関しては、SPCのほうの賃金という形になります。うちのほうは、市の栄養士を含めた事務職員という形になります。以上です。

○【遠藤直弘委員】 さっきの委員にお答えしていた答えというのは、その前の話をされていたということ。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 はい、そのとおりでございます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。ございますか。上村委員。

○【上村和子委員】 賛成で討論いたします。財政調整基金に関して、例年と一緒にということで、殊さら財政の出が多くなっているというわけではないということも見えてきましたので、それは安心してしました。

あと、タブレットに関しての修繕というのが、私は思ったよりも1台当たりが高いんだなと。修繕で1台当たりが7.5万円するんだというのが、相場ってそうなのかなと、ちょっとびっくりしました。でも、きっと初めて使うから、子供たちの中で使い方が分からなかったり、使用頻度が上がったら壊

れるということを……。

○【古濱薫委員長】 お静かに願えますか。何かございますか。（「何か違うのかな」「いえいえ、合っています」と呼ぶ者あり）お静かに願えますか。

○【上村和子委員】 合っているよね。だから、私はそれが高いなと思った。でも、それが子供たちにとって、とても大事なもので、だから大事なものを壊れないように、どう使えばいいかというのは、難しいかもしれないけれども、多分、家でこういうものを与えたら、壊れた日には、ママやパパからめっちゃくちゃ怒られるとか、何かするのでしょうかけれども、丁寧に扱っていくということが、私も実は分からないんですよ。例えば、委員長なんかは、古濱さんなんかは、とてもよく分かっているから、マイク1つでも、これは電子機器だから慎重にしなきゃいけないとか、割と的確に分かっている人は教えられたりするから、タブレットの使い方というものについて、そういうものも必要なのかなとはちょっと思いました。

あと、給食センターに関しては、明日、陳情を建設環境委員さんがやりますけれど、私はやっぱり、どうしても遠くなったということが、1つ辞めていく原因になっているだろうなってちょっとずっと思っていたので、やっぱり継続してもらえなかったというところで、立地条件って、数人かもしれないけれども、その影響をどう見るかということが必要ですし、メンバー、調理員さんたちが替わったことによって、何も変わらないのか。給食に、もちろんマイナスに単純になるとは、私は思いません。だけど、今まで作ってきた人たちの思いとか、熱さとか、直営でしたから。それを、今度はSPCになったときに、どう受け継いでいくのかというところが、少し今からの努力が要るかなとは思いました。以上です。

○【古濱薫委員長】 ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(7) 第104号議案 くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について

議題(8) 第105号議案 国立市古民家の指定管理者の指定について

議題(9) 第106号議案 くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について

議題(10) 第107号議案 くにたち市民芸術小ホール指定管理者の指定について

○【古濱薫委員長】 第104号議案くにたち郷土文化館の指定管理者の指定についてから、第107号議案くにたち市民芸術小ホール指定管理者の指定についてまでの4件を一括議題と致します。なお、採決は別個採決と致します。当局から補足説明を求めます。教育部長。

○【橋本教育部長】 それでは、第104号議案くにたち郷土文化館の指定管理者の指定についてから、第107号議案くにたち市民芸術小ホール指定管理者の指定についてまでの4議案につきまして、一括して補足説明申し上げます。これらの議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、国立市が設置する教育委員会所管の公の施設の管理を行わせる者を指定するため、指定管理者の候補者及び指定期間について提案するものでございます。指定に当たりましては、指定期間、選定基準等について、国立市指定管理者選定委員会の検討結果のとおり決定し、申請者から提出された事業計画書

等を同委員会において審査した後、庁議での確認を経て、指定管理者候補者を選定しております。

くにたち郷土文化館、国立市古民家、くにたち市民総合体育館及びくにたち市民芸術小ホール指定管理者の指定については、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団を指定管理者とし、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5か年間とするものでございます。なお、指定管理者候補者選定までの経過や検討結果についてまとめました総務文教委員会資料No.63を提出しておりますので、併せて御参照ください。補足説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 すみません。こちらは、もちろんこちらから伺えば、いろいろ説明は頂いたと思うんですけども、事前の説明というのが、ほかの議案に比べて非常に少なく、指定管理者の選定については、多分これは議案資料とは別に随分前に配られたと思うのですが、こちらの審査についてという報告も頂いているんですけども、もしよければ今後はこうした件についても、詳しく御報告や説明を頂きたいと思うんですけども。市民の方から見えないところで、我々、議員相手になりますけれども、こうした報告や説明は、もしよろしければ、今後は対面でしていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○【宮崎政策経営部長】 すみません。事前の説明ということで、私どもは、手続的には議案の説明を各議員さん、会派にしております、その中では項目として、資料もお示ししております。ただし、その内容が少し不足していたということであれば、後ほどで結構ですので、もう少しどういった点をといたところを伺えれば、今後に生かしてまいりたいと考えます。以上でございます。

○【上村和子委員】 結果しか先ほどはなかったのですが、くにたち文化・スポーツ振興財団に委託する部分というのは、国立の文化の拠点であり、公益財団になったといういきさつからも分かるように、また、市長自身が、国立の文化というものを振興していきたいという思いがあって、力を入れているところではあると思います。

今回、この指定管理をするに当たって、これまで庁議も開かれておりますけれども、この文化・スポーツ財団がやってきたことの評価。もちろん、選考委員会がやったことに基づいてですけども、最終決定するのは庁議なんですよ。庁議ですよ。庁議が最後ですもんね。庁議で教育委員会が提案して、決定されたと思うんですけども、そのときの引き続き、文化・スポーツ振興財団にやってもらおうと。けども、やってもらうに当たって、ここのところは強化してほしいとか、ここはいいとか、ここは課題ですねとか、そういうものの整理をして期待する、文化・スポーツ財団の役割として期待するのはこういうことだねとか、そういう話し合いは、庁議でされたのでしょうか。されなかったら、機械的に、そうです。引き続き文化・スポーツ振興財団にやりましょうということだけで単純に終わったのか。ちょっと中身が分かりませんので。

○【橋本教育部長】 これは、庁議で決定して、その後で決裁という流れがございます。教育委員会としても、機関決定の中で、定例市教委の中で、この指定の議論はしております。庁議の中で、これは選定の検討委員会の中で議論があって、付帯意見というのにも出ております。これは資料にあるように、選定理由は書いてありますし、この付帯意見のことについても、審査の中で、例えば、施設の管理運営に関する客観的な評価のための外部評価を実施されたいとか、4点ほど、キャッシュレスの問題なんかとも言われていますので、こういうことを踏まえて、次の5年間の業務実施、そんなことを依頼していくようになるのかなと考えているところでございます。

○【上村和子委員】 これを、私は読んだんですよ。読んで、だあっと読んで、こんな評価したんだなと思うんだけど、何か期待すること、何かもっと財団のほうに、こういうことをやってほしいとか、こういう機能を強化してほしいとか、これが課題だよねって、何かね、整理されているからか、ちょっと読み込めないんですよ。だからちょっと、この場で確認しておきたいなと思いました。

今、橋本部長が言った意見は、中身がなかったけれども、内容がなかったけれど、これを読めば分かりますみたいな、これが全てですかね。もうちょっと庁議なんかでは議論しないのですか。どうしてかと言ったら、これは永見市長の政策としては、文化ってすごく重く受け止めていると思うんですよ。だから、それが期待に応えたのか、この4年間。その中で、今後もっとやってほしいものはないのかというところが、もうちょっと出てきていいんじゃないかなとは思っているんですけど。教育長でもいいんですけど。

○【永見市長】 今の御質疑を私なりに取ってみますと、ここは指定管理者なんですね。指定管理というのは、管理運営をするわけですね。ところが、うちの文化・スポーツ振興財団は、公益財団法人として、自主事業として補助金を得ながら、それから、使用料も頂きながら独自事業をたくさんやっているわけです。それらを合わせた年度評価というのが、経営状況報告というのを、毎年6月議会で分厚いものが出ると思います。あそこで意見を、あれは財団がもちろん出すんですけども、市教育委員会、それから市の考え方も反映させながら、こういう事業ができたけど、今後、目標としてはこういうふうなことをやっていきたいよというのが、あの中に全部出てきています。ここは、管理運営を、それを踏まえて選定委員会とか検討委員会の議を経て、じゃあ、あと5年間やってもらおうじゃないかということで、提案をさせていただいていると。ですから今、つまびらかに1個ずつということではなくて、経営状況報告を庁議決定するときに、それらのプロセスを経ているというふうに御理解いただけたら幸いです。

○【上村和子委員】 私は、それがあって質疑しました。6月に出るに当たって、今この段階でどういう総括をして、どういう思いを言ったのかって、そういう議論が庁議だからなされていいなと思って。これは6月を待たないと、そこにしか出てこないのではなくて、国立市役所としては、何を期待しているのかとか、単に管理委託だけを、指定管理って、それだけではないと思うので、そこをめぐっての話をお聞きしたかったと。でも、具体的にはないので、6月を見るしかないということですかね。6月まで待たないと分からないということでもいいですか。

○【橋本教育部長】 今、これは指定管理の指定の議決を提案させてもらっていますので、当然、我々もやってきたこと、今度6月に向けては、令和5年度の事業が、今実証している最中ですので、当然その前の結果というのは、今年の6月に令和4年度の報告をしておりますので、そういう実績も加味して、検討してきたということでございますので、また、しっかりと時期を見てお話ししていきたいと思います。

○【青木淳子委員】 では、何点か質疑をさせていただきます。今回、指定管理者の指定に係る選定審査についての報告がなされていますので、それにのっとって、少し質疑をしたいと思うんですけども、危機管理についての取組という部分です。この審査についての報告の11ページになります。緊急対応ということで、災害用備蓄品についての数値の計画はされているが、早急に実施すべきと書かれています。これは、市としてどのような状況が把握はされていますでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 細かいところは、すみません、把握はしていないんですけども、こちらが評価の中で、たしかほかの2館と比較しまして、ちょっと書きぶりが弱かったというところで、少

し評価を下げたというところで記憶しております。すみません。ちょっとお答えになっているか分からないんですけども、以上でございます。

○【青木淳子委員】 すみません。これをなぜ取り上げたかと言いますと、やはり三角がついていたということと、やはり災害対応はきちんとできていないと、やはり指定管理をする上では、1つの課題になるかなと思いましたので、あえて質疑をさせていただきました。

それから付帯意見が出されて、先ほど部長からもお話がありましたけれども、これについて、市の考え方は何か、見解はどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

○【井田生涯学習課長】 付帯意見が4つございますので、これについては、極力財団と共に市も一緒に実施していくものがございますので、取り組んでいけるようにしていきたいと考えております。

○【古濱薫委員長】 ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 私は、これでももちろん賛成いたします。今日、聞いたのは、指定管理制度という——全て賛成いたします。やはり指定管理制度というところでワンクッション置かれたことによって、極端に言いますと、文化・スポーツ振興財団は駄目よってなったら、民間の、例えば、ベネッセにやりますとか、そういうことだってできるわけですね、指定管理制度。だけど、国立は公益って、わざわざ公益財団という形で公が関与するという、割と独自性で、割と税金を投与しているんですね。だから、どうしてそういうものをしたのかというところの視点でやはり評価をして、やはりその蓄積というんですか、文化・スポーツ振興財団が持っている人の力、専門性、それから郷土文化館ですかの学芸員とか、それで芸小ホールの職員の専門性への継続的雇用とか、そういう文化というのは継続されていくということが重要なので、やはりそこ指定管理をどう組み合わせるのかという市のビジョンが必要だろうと、実は私はずっと思っています。それが文化をちゃんと継続していくという。その辺の話が、管理運営で、その件に関すると6月の説明によってと言いますけど、6月は報告なので、基本的にそこで質疑する議員も少ないですしね、もったいないなと思うんですね。だから、くにたち文化・スポーツ振興財団というのはどういう役割をしてきたのかという評価を、国立市がどう言って、市がこれからどうしていきたいのかというビジョンはやはりどこかではっきりさせとかなないと、文化の継続・発展というのは条例があればいいというだけではないかなということは思います。もう少しそのところがあるんだろうけれども、今日は出されなかったことが、ちょっと残念だったなと思います。

○【遠藤直弘委員】 賛成の討論を致します。問題なく運営されているので、賛成はしていきたいと思いますが、しかし——ごめんなさい、全ての議案に賛成を致します。個々を見ると、大きな施設、小さな施設があると思いますけれども、その中で、やはり地域の人たちも、自分たちが管理してみたいなとか、そういう意欲的な方たちもいらっしゃるの、多分聞かれているんじゃないかなと思うんですね。私はそういうところに下ろしてもいいと思うんですよ、1つ、2つと。その中で地域の人たちが運営したりとか。当然、毎年毎年このような形で、じゃあどうするかというのを決めて、市のほうで決めて選考委員会をやるわけですから、そういうようなチャレンジも、ぜひやっていただきたいなと思います。

あと、付帯意見のところで、これはぜひしっかりと求めていっていただきたいなと思いますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。以上です。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第104号議案についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第105号議案についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第106号議案についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

最後に、第107号議案についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後2時5分休憩



午後2時26分再開

○【古濱薫委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(11)第109号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算（第7号）案
（歳入のうち所管する部分、総務費）

○【古濱薫委員長】 第109号議案令和5年度国立市一般会計補正予算（第7号）案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、総務費を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 令和5年度国立一般会計補正予算第7号案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして補足説明いたします。初めに、歳入について御説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。款15国庫支出金項2国庫補助金は、歳出の補正予算に対応し、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を増額するものでございます。

次に歳出の補足説明を申し上げます。12ページ、13ページをお開きください。款2総務費項3戸籍住民基本台帳費です。戸籍法改正に伴い、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等を実施するための改修について、補正予算第6号案にて計上しておりますが、予算案提出後、国から追加で改修内容が示されたことにより、ローマ字表記等対応システム改修委託料を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補

正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは質疑を承ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 13ページの住民基本台帳事務費なんですが、本会議でも質疑があったと思うのですが、改めて伺います。追加の改修内容について詳しくお教え願います。

○【毛利市民課長】 こちら、6号補正を議会のほうに出させていただいた後に、補助金の対象メニューが加わったということでございます。こちら、加わったメニューと致しましては、住民基本台帳システムが保有します、氏名の読み仮名の戸籍附票システムへの連携に関する費用と、それから戸籍附票システムへの旧氏、旧姓の記載に要する費用、この2点が追加になってございます。以上でございます。

○【矢部新委員】 追加のメニューということは、改修の内容自体は追加補正がなくても行われた、追加補正というか、追加の補助金がなくても行われる予定だったものなんでしょうか。

○【毛利市民課長】 こちらは戸籍法の改正時点で、そもそも用意されていた、委員おっしゃるように用意されていたものでございますが、改修する時期、それがいつかというのが今まで決まっていなかったものが、ここに来て、今、補助金のタイミングでやるようにと、今やるのであれば補助金がつくということが示されたということでございます。以上です。

○【矢部新委員】 こちらシステム改修によって、情報の連携に関するシステム等の改修ということなんですけど、連携システムの運用はマイナンバーへの記載を目的としたもので、ほかの目的等に使われるものではないんでしょうか。

○【毛利市民課長】 そうですね。マイナンバーカードへの記載を目的にしたものでございまして、ほかの目的ということではございません。以上です。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席をしていただいて結構です。お疲れさまでした。

それでは報告事項に入ります。



報告事項(1) 国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針（素案）について

報告事項(2) 国立市第6次男女平等・男女共同参画推進計画（素案）について

○【古濱薫委員長】 報告事項(1)国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針（素案）についてに入る前にお諮りいたします。本報告事項は、報告事項(2)国立市第6次男女平等・男女共同参画推進計画（素案）についてと関連することから、一括して報告を受けたいと思い

ますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

報告事項(1)国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針(素案)について及び報告事項(2)国立市第6次男女平等・男女共同参画推進計画(素案)についてに入ります。

当局から報告を願います。市長室長。

○【吉田市長室長】 それでは、報告事項(1)仮称国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針(素案)の概要につきまして、御手元にお配りしております、総務文教委員会資料No.67にて御報告申し上げます。あわせて、別途御送付させていただいております基本方針素案を御参照いただければと思います。

まず、大きな1は、基本方針策定の経緯でございます。(1)本基本方針は、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例第9条第1項に定めるものとなります。(2)本基本方針に盛り込むべき内容につきましては、国立市人権・平和のまちづくり審議会に諮問し、令和元年8月から令和5年6月まで計23回開催し、同審議会からの答申を基に作成してございます。

次に大きな2、基本方針(素案)の主な内容でございます。(1)本基本方針の位置づけでございますが、総合基本計画の下、市の様々な施策の基本的な考えとなるものとしております。(2)基本方針の期間は令和6年4月に策定し、6年間としております。

(3)基本理念及び目指すまちのビジョンでございます。①基本理念としては、1つ目に、意識的か否かまたは意図的か否かにかかわらず、様々な人権侵害、差別及び偏見が今もなお身近で起きており、誰もが被害・加害の両方の当事者性を有していることを認識することとしております。これは人権侵害や差別は、私たちの身近なところで起きている。そして、意図した人権侵害、差別への対応も急務ですが、昨今の課題としては、差別の意識や意図のない言動等による人権侵害、このような課題にも取り組む必要があると考えております。2つ目に、基本条例が示す恒久的な理念を市職員が一丸となって、地域全体で推進することとしております。市長のリーダーシップの下に、市職員が高い人権意識を持つことが重要であると考えます。

②基本方針を実現するために4つの目指すまちを定めております。1つ目に、ソーシャルインクルージョンを基本にした共生のまち、2つ目に、様々な当事者の意見を踏まえ、対話を通じて相互理解を深めるまち、3つ目に相互理解と協力により平和を希求するまち、4つ目に、人権・平和について絶えず学び、深め、次世代に伝えるまちとしております。ソーシャルインクルージョンの下に当事者からの様々な話を伺い、人権と平和について学び続ける姿勢を持つこと、この考えを持って進めていくこととしております。

続きまして、裏面を御覧ください。③人権施策の推進でございます。アとしまして、全ての世代に向けた人権教育、人権啓発のさらなる推進と、特に若年世代への教育啓発を充実させていくこととしております。そのために、市の人権施策や国立市で発生した人権侵害事案、当事者との出会い、体験を聞くことができ、関わるができる、そのような場の創出について検討していくこととしております。

イとしまして、被害者の状況に立った人権救済について、相談、再発防止、加害者対応などの対応策について、国立市の実態を踏まえ、検討していくこととしています。また、SNSなどのインターネットでの誹謗中傷について、モニタリング事業などを検討していくこととしています。

ウとしまして、人権視点での環境整備として、バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進、フルインクルーシブ教育の推進、災害時の人権課題への対応、障害や高齢者などにおいて、施設入所しか選択肢がない状況から、地域で生活し続けるための取組などの推進を目指すこととしております。

エとしましては、様々な人権課題に横断的に関連のあるジェンダー平等をさらに推進していくこととしております。市職員のジェンダー平等の認識、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツなど、取組を進める必要があるとしております。

④平和施策の推進としましては、戦争体験者の体験の伝承、アーカイブ化、次世代の子供たちへの平和学習の推進、平和文化の振興、これらの取組をさらに充実させていくこととしております。

最後に、大きな3、策定に向けた今後の状況でございます。本素案につきましては、令和5年10月にパブリックコメントを実施し、7件の御意見を頂きました。主な御意見としましては、人権分野の中に自然環境を位置づけて考えてほしい。SDGsと基本方針のつながりを具体的に示してほしい。平和文化の振興に加え、核兵器廃絶について具体的に盛り込むべきといった内容を頂きました。これらの御意見も踏まえまして、令和5年度末までに最終案をまとめ、令和6年4月から進めてまいりたいと考えます。また今後、この基本方針に基づき推進計画を検討し、本方針をより具体的に実行していくための計画づくりに着手していく予定です。以上、簡単ではございますが、（仮称）国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針（素案）につきまして御報告させていただきました。

続きまして、報告事項(2)国立市第6次男女平等・男女共同参画推進計画（素案）の概要につきまして、御手元にお配りしております、総務文教委員会資料No.68にて御報告申し上げます。あわせて、別途御送付させていただいております計画素案を御参照いただければと思います。

大きな1は、計画策定の経緯と進捗でございます。現行の第5次計画が令和6年3月をもって終了することに伴いまして、国立市男女平等推進市民委員会に対して、第5次計画の最終評価、そして第6次計画の策定について諮問しております。また、令和5年4月には、ジェンダー平等に関する市民意識調査、令和5年6月には職員意識調査を実施し、これらの内容も踏まえて市民委員会において素案をまとめました。現在、本素案につきまして、令和5年の11月22日から12月12日、本日までの期間でパブリックコメントを実施しているところでございます。

次に大きな2、計画の趣旨の目的でございます。第6次計画は、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づき、ジェンダー平等社会の実現を目指し、策定するものでございます。また、本計画から計画名称をジェンダー平等推進計画に変更するという案が出ております。その理由としましては、SDGsの目標5にジェンダー平等の推進が掲げられており、女性の格差解消の課題に引き続き取り組むとともに、従来の男女に限定されない多様な性の在り方を包含する表現であることを踏まえた名称として、市民委員会より提案を頂いております。

次に大きな3、計画の概要でございます。(1)本計画は4つの法律と市の条例によって位置づけられております。1つ目には国立市女性と男性多様な性の条例に基づく推進計画、2つ目に男女共同参画社会基本法に基づく市町村計画、3つ目に女性活躍推進法に基づく市町村推進計画、4つ目に、DV防止法に基づく市町村推進計画となります。また、米印で記載しております困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村計画につきましては、本計画とは別に策定予定としております。(2)計画の期間ですが、令和6年度から令和10年度の5年間としてございます。(3)計画の基本理念ですが、人権の尊重とソーシャルインクルージョンの理念を基本に、①性別、性的指向、性自認に

起因する差別や生活上の困難が解消され、誰もが安心して暮らせること、②多様な生き方が尊重され、それを自らの意思で選択できること、③あらゆる施策にジェンダー平等の視点を反映することとしております。

続きまして、裏面を御覧ください。大きな4は計画の体系でございます。7つの課題を設定しまして、課題を達成するための施策を設け、その下に具体的な取組を規定しております。課題1では、計画全体に共通していきます、ジェンダー平等の意識づくりを掲げ、特に若年層や市民をはじめとした地域の様々な団体に対しても、意識啓発に臨む、取り組むこととしております。課題2では、様々な分野におけるジェンダー平等の取組の推進としまして、就労や子育て、介護、防災、健康の分野における取組を充実することとしております。課題3では、DV被害者支援に関する項目としまして、相談から自立支援、連携体制などの仕組みについて、さらに拡充を図っていくこととしております。課題4では、困難な問題を抱える女性等への支援としまして、DV以外にも生活困窮や性暴力、ストーカー被害、独り親世帯への支援など、様々な状況への支援について一層の体制整備を検討することとしております。課題5では、性的マイノリティーへの支援としまして、相談支援や居場所、事業者への働きかけなど、現状の課題に対する支援に取り組むこととしております。課題6では、庁内のジェンダー平等の推進としまして、市職員の意識の向上、職場環境の整備の推進、審議会における女性割合の目標値を30%から40%に上げていくこととしております。課題7では、計画の推進体制としまして、苦情相談受付や計画の進行管理についての項目を設けております。

次に、大きな5、本計画素案のポイント、特徴についてでございます。(1)ジェンダー平等の意識づくりのためには、特に児童生徒の学びの充実とともに、学校や企業など様々な団体との連携による取組の促進です。(2)性と生殖の権利と健康と権利、SRHRや多様な性の在り方の視点を踏まえて、心身の健康支援を推進していきます。(3)先進的に取り組んでおりますDV被害者支援に関しましては、一層の支援体制を検討してまいります。(4)困難な問題を抱える女性等への支援につきましては、女性パーソナルサポート事業を主軸に、民間支援団体との協働による本人中心の支援を実施してまいります。(5)性的マイノリティーへの様々な支援策を実施し、特に若年層の当事者への支援、事業者への働きかけを強化してまいります。(6)庁内におけるジェンダー平等の推進としまして、ジェンダー平等推進員を置き、職員の意識改革や各部署での課題発見を推進してまいります。(7)計画の推進体制としまして、庁内の推進組織を中心に、くにたち男女平等参画ステーションを拠点としまして、各部署や地域団体と連携した取組を推進してまいります。

最後に、6、今後の進め方でございます。パブリックコメントでの御意見を踏まえ、市民委員会において引き続き審議を行い、令和6年2月を目途に計画案の答申を頂き、その後、庁内の男女平等推進会議等を踏まえ、令和6年4月の計画開始に向けまして鋭意作業を進めてまいります。以上、簡単ではございますが、国立市第6次男女平等男女共同参画推進計画素案の概要につきまして、御報告させていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○【古濱薫委員長】 報告が終わりました。一括して、質疑、意見等を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 意見というか、まず、人権の基本方針とジェンダー平等の推進計画素案、委員が全然違うのに、よく根っこが一貫していると。これすごいなと思いました。ぶれてないというんですかね。これは別個の計画になっていない。ちゃんと筋が通っているし、その委員会そのものがしっかり自立しているのにつながっているという、私はすごい計画になっていると、整合性がついている計画になっていると思います。それは委員の皆さんたちが頑張った、すばらしい人が、本物がいたと

いうだけでなく、事務局が結構丁寧につないでいったかなという気がします。そういう意味でも、まず、評価します。それは国立市がやってきた、これまでやってきた人権平和の施策が間違っていなかったという一つの証かなと思っています。

私、毎回こういう計画のときに言うんですけど、こういう素案は、サブタイトルがいつもないなとか、どの計画もないんですよ。だから、例えば、サブタイトルをつけてみたらどうですかねと思うんです。例えば、人権の基本方針のところは、例えば、ソーシャルインクルージョン、ここにありましたけれども、ソーシャルインクルージョンの共生のまちとか、まちを目指してとか、何か言葉で理解ができていくというようなものがあるといいかなと思いますし、ジェンダー平等条例——ジェンダー平等でいいと思います。今も、国もそのような方向だし、全然問題ないと思うんですけども、ここに関しても、例えば諮問の中で、誰もが自分らしく安心して生きられるまちかな、そういう、何を目指すのかという中身が分かるサブタイトルというんですか、それがあるといいかなと。そういうふうに思いました。

つけ加えて検討してほしいところが、人権・平和・多様性の基本方針のほうは、SDGsとの関係がちゃんと4ページに書かれているんですけども、私は地球温暖化も厳しい状況の中で、人権は地球規模で考えなければいけない。環境がやはり重要だというふうに聞きました。国立市は今回、62%というふうにすばらしい数値を出した、地球温暖化実行計画ができました。これは誇れる計画です。これも人権の視点がないと実はできないんです。ですから、こういったものも、新しい人権課題というのかな、今の時代に即した新しい人権課題というものが入るといいのではないかなということと思っています。

それから、人権のほうに言えば、中身を読んでもすごくいいんですけども、やはりやっているからいいんだと思うんですけど、委員がいいのかな。一つ残念なことは、3か年頑張ってきた人権月間のことが一つも触れてない。やっている中身は書いているけど、人権月間という言葉が入っていないですよ。これは、恐らく4つの目標の最後の人権・平和について絶えず学び、深め、次世代に伝えるまちの中に入ると思うんですけども、人権月間は当事者を中心としてすごい企画をやっていますので、これはやはりどこかにちょっと触れてあげてほしい。職員さん、物すごく頑張って、藤江さんはそれがもったいないみたいなことを言いましたが、やはり当事者と企画を一緒にやることによって、本当に市長室の課長だけではなく、係長と職員さん、物すごく頑張ったと思います。

そのことによって、当事者の人たちからも本当に頼られて、国立はいいまちだと私も何人もの人から言っていただきました。やはり実際、市民と一緒に動くことで職員が育つんだということがよく分かりました。地に足を着いた啓発ではない人権、日常生活に寄り添いながら、市民と当事者とともに生きると、市長の強いリーダーシップというのがちゃんと反映された中身になってはいるんだと思います。

この間、ハンセン病の、内田さんの話にもありましたけど、新しい人権課題としての患者の権利です。感染症における人権ということで、炭谷先生、済生会の理事長でもあられますので、すぐ入れなくてもいいけれども、やはり少し考えてもらいたいなということをおきたいと思っています。

それからジェンダー平等のほうで、これも本当に頑張っていて、これは書いてないんだけど、LGBTのレインボープライドで2か年連続して賞を取りましたでしょう。今回、何の賞を取ったんですか。

○【吉田市長室長】 こちらはプライド指標という審査いただく項目になりますけども、企業におけ

るLGBTQの職場づくりについて、様々な制度ですとか理念というものが包含されている企業を評価する制度につきまして、今年度はゴールド、シルバー、ブロンズと、金銀銅のうちのゴールド、それから複数の団体等との連携した取組を評価いただきます、レインボーという賞を2つ、両方とも頂くことができました。

○【上村和子委員】 自治体としては初めてなんですよ。

○【吉田市長室長】 昨年度、初めて国立市がエントリーさせてもらったときには、自治体が初めてになります。今回、今年度、令和5年度のエントリーでは、国立市以外の2つの自治体が出されておりましたので、実際にすごくプライド指標が広がったという意味では大きな意味があったかなと思います。

○【上村和子委員】 当事者の人たちがつくっている団体で最高の賞をもらえるというのは、すごくやはり本物だと思います。ここから基づくこういう計画が出てきたんだろうなと思います。

だから、そういうことも書いていいんじゃないかなと思うんだけど、あとは、困難な女性を支援する新法、ここにも国立市はすごく関わってきて、今の、吉田さんもそうですけれど、東京都も新法に伴っての東京都の取組の中で、どのように進めればいいのかというところで、国立市の吉田課長なんか、も入り込んでつくっていますし、国のほうも注目していますし、NHKの取材も、ずっと何回も何回も取材に来ていますよね。本当に全国的に注目されている状況にあるということに基づいて、これができてきていると。ということは、多分日本で一番先端なものの計画になっているはずだろうと。

そうやって見たときに、27ページにちゃんと書いてあるんですけれども、支援に関して、新しい新法で、困難な女性を支援するための計画、国立は努力義務だけれども、つくるんだという覚悟があって、しかも当事者の声をというところをちゃんと入れて、これすごい、実はさらっと書いているけれど、実はすごい覚悟だと思うんですよ。これ、すごい売りだと思うんですけれど、国立ぐらいの自治体で、こういう計画をつくるどころってほかにあるんですか。

○【吉田市長室長】 今、女性支援新法に基づいて、26市でもどのような計画をそれぞれつくっていくかというところで各種調査がありますが、現時点で、26市の中で単独で計画をつくるというような表明されている自治体は、恐らく国立市だけぐらいかなと思います。後の自治体さんは、男女共同参画の計画と一体でつくっていくという形で考えられているところも多いかという状況だと理解しております。

○【上村和子委員】 つまり人権のほうの政策もそうですけれど、ジェンダー平等のほうに関しても、LGBTに関しても、困難を抱えた女性の支援に関しても、国立市は本当に日本の中で最先端を行って、当事者からも評価できる体制をつくってやっているんだけど、その中で1個だけ、私はできていないのが、お膝元の市役所だと思うんですよ。

これだけのことを市民に向けてはやっているんだけど、自分たちの市役所の中では、まだ審議委員会のメンバー構成については、ここは日本と同じかなという、ジェンダーギャップ指数でいくと百何十位ですか。それが職員の中でも、そういうものが見え隠れするような数値です。女性が働きたい、ずっと働いていきたいんだという、そういうものの実態ではないですよ。

そういう中で、提案なんですけれども、人権月間のイケアのイクオリティ・アットマーク・ワークというものの、働き方の感覚というものを自分のものにしていくというような、そういう研修みたいなものを、全庁を挙げて、全庁というか職員さんたちがやったらどうかな、イケアさんに来てもらってやってはどうかなとか思ったりするんですけれども、混ざるといいますかね、市民に向けてはす

ごくやられていますから、内側に向けて、それをやってみるということはいかがでしょうか。この質問で終わります。

○【吉田市長室長】 イケアさんとは、もう数年前から視察等を含めてやりとりがありまして、今回の人権月間で一つ、企画をやっていただいたと。その先に職員同士の交流、職員と社員の方々との交流をしたいというのが、前々から少しお話をさせていただいておりましたので、今回、イケアさん、または人権月間ではスターバックスさん、サイニングストアさんとのやりとりの中で、ここも何か交流ができたという話もありますので、引き続き民間企業のそういった理念をしっかりと持たれているところとはつながりを持っていきたいと思っております。

○【矢部新委員】 何点か、意見と質疑を述べさせていただきたいと思います。まず、人権・平和のまちづくりの基本方針についてなんですけれども、全体、概要と素案のほうを見させていただいたんですが、ちょっと感じたこととしまして、行政における人権施策というのが陥りやすいものがあると思ひまして、それはどうしても、いろいろな被差別だったり、社会的に弱い立場に置かれた人たちの意見、これを丁寧に拾い上げていくうちに、思いやりとか共感の問題にふわっと回収させて着地させてしまうような、そういった傾向というのは少なからずあると思うんです。今、国立は幸いにもそういった表現になっていないので、これはすごいなと思ったんですが、やはり思いやりとか共感という問題だけで、人権というのは片づけられるものではない。何より共感性とか思いやりとかそういった身内での仲間意識こそが、最も苛烈な人権侵害につながってしまう例というのは世界的にも、歴史的にも数多くあると思うんですね。

もちろん市民同士の人権の擁護、この意識を啓発していく、そして、それを大切にしていくという視点も大切なんですけど、第一義的には、個人と公の権力との間の緊張関係、ここにこそ、人権の一番基本的なところがあり、そして、さらに自分自身も、また人権が決して他人事ではないということ、自分と他者と、そして社会、3個の中に人権というものは強く据えられるべきだ、そういうところを厳しく見ていくべきだと思うんです。そういうことを考えた上で、素案の3枚目です。ページを振る前、基本方針の意味、内容のところでは、人権が指すところ、憲法が少し引用されていると思うんですけれども、人権とは何かを考えたときに、憲法というものはもう少し太く据えていくべきなのになんじゃないかなと考えています。11条及び13条、引用されていますが、それに加えて、平和の問題に関しても、憲法は外せないと思うんですよね。前文及び9条、そこには基本的人権と、そして平和、こうしたものが据えられていると思います。日本国憲法の三大原則、一つが国民主権、一つが平和主義、一つは基本的人権の尊重だと思うんですけど、こうしたことを兼ね備えた憲法の内容をぜひ太く据えていって、例えば、実際の事業を行う際にも、確かに少し政治的な争点になりやすくて大変なところもあると思うんですが、もう少し憲法というものを太く据えて、ぜひ事業や計画を進めていっていただきたいかなと思います。

そして、細かいところなんですけど、概要のほうに、仮称ということで、これからの取組の中の一つに人権博物館が挙げられていたかと思います。これ、どういったイメージになるのか、ちょっと詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

○【吉田市長室長】 こちらは、まさに例えば、この3年やってきました人権月間の取組が象徴的かと思いますが、本当にその当事者の方々から、1つの期間、イベントの中で当事者が語ったり、当事者と出会ったりという場も、もちろんそれも大切なんですけれども、これを恒常的に、常にその場に行けば、国立市のこれまでの人権の取組とか過去の事案のことだったりとか、あとは様々な当事者の

方々と出会えたり、お話が聞けたり、これは戦争体験者も含めてですけれども、こういった場がつかれないかというのが、この数年でお話としては上がってきました。

人権博物館という名前は、1つの、これはまだ仮称ですけどもこういった言葉として上がってきておりますけども、こういった場の在り方については、今後さらにしっかりと議論しながら進めて検討していきたいとは考えております。

○【矢部新委員】 ぜひ人権博物館仮称の在り方については、何か箱と展示を置いて終わりとするかではなくて、今、答弁で頂きましたように触れ合いとか交流、そして自分事としてとらえて、自分を人権の考えの中に位置づけていく、そうした場所づくりになるよう期待したいと思います。

続けて、第6次ジェンダー平等推進計画素案についてなんですけれども、概要のほうで、児童生徒の支援、教育といったところが触れられていると思います。概要の裏面、計画のポイントの中に、「児童生徒の主体的な学びの充実とともに、様々な団体との連携による意識啓発を促進」でありますとか、「性と生殖の健康と権利や多様な性の在り方の視点を踏まえて、心身の健康支援を推進」などの項目が並べられていると思うんですけれども、実のところ、性をめぐる問題ですとか、あるいはセクシュアルマイノリティの方々、そうした方々の支援を進めていくときに、どうしてもこれまでなかなか教育の現場等で触れづらかった課題というのを扱うことが必要になってくると思います。

以前、出ていた話では、例えば子宮頸がんワクチン、これを、重要性を啓発するにしても、どうしても性行為そのものを、在り方、在り方という介入的な言い方ですが、性行為が持っている意味、あるいは、その健全な在り方というのも変な言葉遣いですけど、そうしたものも考慮していかなければならないと思うんですが、こうした、具体的に性の在り方、こうしたものについて学びを深めていく上で、教育の現場では、いわゆる歯止め規定というものもあると思います。団体との連携ですとか、そうした健康支援ということにおいて、歯止め規定との関係がどういうふうになるのか、ちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○【吉田市長室長】 まず、計画の中では、性教育、狭義の、狭い意味といいますか、その範囲のものと、どちらかというと、今回の計画の中では包括的性教育、少し広い意味で、これはユネスコのほうで定められているガイダンスですけども、例えば権利ですとか、ジェンダー全般の理解ですとか、LGBTQ、性の多様性への理解ですとか、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツですとか、そういった様々な考え方の中に性教育のところも触れていて、それぞれの年代に合わせて取り組んでいく、伝えていくことが重要だとされています。

これまでも一般質問等でも、こういったやり取りがあったかと思います。私ども、男女平等参画ステーションのほうでは、様々な団体さんからお話を頂きながら、その団体様のニーズ、これは学校等も含めてですけれども、ニーズや要望等を合わせながら、どういう伝え方をしていけるのかということ、この辺りは、さらに次期計画を含めて一緒に考えながら、こうやるものが正解なんだということではなくて、一緒に考えながら進めていけたらと思っております。

○【矢部新委員】 そうですね。いろいろな方の御意見もあると思いますし、何より子供たちを第一に据えなきゃいけないというのはあると思います。そして、やはり私たち議員もいろいろ言いますし、行政の側も大変なことがあると思うんですが、性をめぐる問題ですとか、あるいは多様な性の在り方というのは、認めるとか認めないとか、それ以前に厳然として実際に存在するものであるということ、これを第一に据えながら進めていっていただきたいなと思います。以上です。

○【中川貴大委員】 そうしましたら、まず、国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図る

ための基本方針の素案からいきたいと思います。昨日も、いろいろお話をお伺いさせていただきました、ありがとうございました。その際、お話したことも含めてになるんですが、まずその前に、前回の決算特別委員会でも、私、御指摘申し上げさせていただきましたアイヌ施策についてなんですが、その際ですね、他の事業といいますか、項目と一緒に混せてやっている、やっているといいますか、そういった記載があったというふうに、振り返ると理解させて、その際、そのようにお伺いさせていただきましたけれども、ここで、一つ一つ項目を挙げているというところで、一定の評価をさせていただいております。

アイヌ事業なんですが、この中に、4行、5行でしょうか、記載がございますけれども、この中に、私は北海道出身なので関東のことはよく分かりませんが、関東圏にもというところで、「差別や偏見を恐れ、自身のルーツを明かさない人も多数存在していると言われてます」と記載がございますが、これは何かそういった、実態として何かあったと、そういった相談を含めて、こういった結論といいますか、書き方をされていらっしゃるのでしょうか。

○【吉田市長室長】 ここは、今から2年前、国立市内でアイヌ差別につながるおそれのある落書きの問題がありました。そこから、それまではアイヌの問題については大きく扱うようなことがなかなかできていなかったというところあります。そこから、アイヌの問題というのはどこにあるのか、文化というものをどうやって理解していくのかというところに立った際に、この辺り、関東近県にいらっしゃる首都圏アイヌの方々にお越しいたいて、今、その方々が実際に感じられてることですとか、どういうふうに自らの文化というものを広げていきたいのか、伝えていきたいのかというお話を頂きました。

そこから人権月間等も含めて、毎年のようにアイヌの問題を触れさせていただいています。こういったところもありまして、そういった当事者の方々からのお話というところを踏まえた中で、これ実際に、人権・平和の審議会のほうにもお越しいたいて、直接お話も頂いた経緯もございますので、この辺りのところから、今回のような記載のまとめ方をさせていただいたというところがございます。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。人権審議会というところでお話があったかと思うんですが、まず、そこに当事者の方がいらっしゃるかどうかというところと、あと、先日の人権月間で、アイヌ事業、お邪魔させていただきました。文化というところで非常に発信なされていたのかなと思うんですけれども、差別とか偏見というものを、実際、落書きでしたっけ、落書きとかもあったのかもしませんが、関東圏全域で果たしてどれだけのことがこれまであったのか、そもそもアイヌというものの存在を知らないという方も非常に多くいらっしゃるかと思います。文化の発信は重要かと思うんですが、過度に、例えば前回の決算特別委員会で申し上げました、他の項目と混せて発信していくことによって、これまでなかったような差別や偏見というのをさらに助長してしまう、混せて理解をされてしまって、これはどっちにとってもこれは不幸なことになってしまう恐れもあります。そういった点も併せて今後もお気をつけいただけたらなと思いますが、先ほど申し上げた審議会の件、お答えをお願いします。

○【吉田市長室長】 今回、この答申を頂く際の人権・平和のまちづくり審議会の中で、様々な当事者の方にお越しいたいて、当事者のお話を語っていただきました。その中に、アイヌ当事者の方々にもお越しいたいて、体験をお話いただいた回がございました。以上です。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。お呼びしてということで理解させていただきました。一旦、22ページのアイヌの人々という項目は一旦、これで閉じさせていただきまして、次の、その前

のページの20ページにございます、子供の部分です。子供の部分と、そして、22ページの犯罪被害者、そして刑を終えて出所した人というところが関連するかと思うんですが、これ、昨日も少し触れさせていただきましたが、人権事業の中で、子供たちが、例えば——いろいろなケースがあると思うんです。——自殺だとか児童虐待とかがもしかしたら遠因になっているかもしれませんが、少年院で入られた方、また、終えられて出られた方という方もいらっしゃるかと思うんですけれども、そういった方々のための事業というものは取り上げられていなくて、今回の素案の中にもそういった項目は見当たらないというふうに、私これをぱっと見て思ったんです。私の知人なんですけれども、過去に少年院に入っていた、暴走族のレディースの総長の方がいらっしゃるしまして、その方が、全国の少年院を回ってドキュメンタリーを作っているんです。ドキュメンタリーを作って、法務省も協力だったか、何だったかされていたかと思うんですけれども、各自治体で放映をしていると。そういったことをやられている方がいらっしゃいます。

そういった、実際にドキュメンタリーを作られている方や当事者の方の声というものを、ぜひこういった子供の事業があるということであれば、そういったものを取り上げていただきたい。刑を終えて出所した人ということは、これ、大人も含めてということかと思うんですけれども、少年の中にはというところもあるかと思います。そういった事業も、ぜひ把握、お調べいただきまして、私からも情報提供させていただきますので、今後、そういったところも念頭に、人権事業があるのであれば配慮していただければなと思います。この点、どのようにお考えか、御回答お願いしてもよろしいでしょうか。

○【吉田市長室長】 今回、⑬の刑を終えて出所した方というのは、ここはやはり少し大人のイメージとして、大人の方ということで書きました。ただ、今お話の中では、確かに少年院を出られた方の中でも、その後の生活が、自立した生活というものに非常に課題や障壁があるというところがあるかと思います。なので、今回、この案の中では、触れきれない人権問題とか様々あると思っておりますので、この辺りもさらに、ここに書いたものだけをやるということでももちろんなくて、これから先、新たな人権課題が発生してくることも十分考えられますので、この辺りも考えた上で、取組を進めていくというような形で、またまとめたいと思っております。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。一旦、人権は、この辺りにさせていただきまして、続きまして、平和についてになるんですが、平和については昨日、少し触れさせていただきましたけれども、改めてこの場でも申し上げますと、基本方針の裏面、2ページ目をめくっていただきますと、平和施策の推進というところで、アとイとウと、この3点、私、読ませていただきますと、やはり大きな内容なのではないかなと。もちろんこれはこれで、こういった戦争の原体験ですとか、そういった継承、一定のそういった活動をやっているということは、一つ施策としてあるのかなと思うんですけれども、結構国際的な大きな枠組みが中心になっているかと思うんです。私も社会というものに興味を持ったのは、9.11がきっかけではあったんですけれども、やはり大きな課題なのかなと思うところでありまして、もっと身近なこういった平和施策というものもたくさんあると思うんです。そういった部分について、どのようにお考えなのか、お伺いしたいなと思います。

○【吉田市長室長】 もともと人権・平和の条例の中でも、平和に関しては戦争イコール平和ということだけではなくて、様々な日常の中で、平和をいかに考えていくことができるかと。このような観点で、条例の中にも平和の理念、考え方をまとめております。

今、大きな課題としては、戦後80年が近づく中で、戦争体験者の高齢化の問題がまず一つ。それか

ら、次世代の若い方たちに対して、どうやって平和を感じていただけるのか、それが日常生活の中の、どの連続性の中にあるのかというところです。私たちはコロナという中では、非常に自分の身の回りが、非常に不安な状況というのを長く経験してきた中で、そこでまた平和を考えたという部分も多くあったと思いますし、また、ロシアのウクライナ侵攻の問題等々のメディアを通して、映像を通して見ていく中で、平和というものをまた考えるというところがあったと思います。

なので、日常と平和、いわゆる平和文化の振興を、さらに一步、二歩進めていくというところが、今回の方針の中でも少し強く記載をしているというところがありますので、引き続き市民の皆様とともにどう考えていくかということが大事だろうと思っております。

○【中川貴大委員】 お答えありがとうございます。市政になりますので、市役所も含めて、議会もそうですけども、市政になりますので、ぜひこういった大きなものというものも、もちろんそれは一つあると思うんですけども、もっと身近な部分にも目を向けていただけたらなと。むしろそちらのほうが重要なかなと。大きなことは、もちろん国政だったり外交だったりあると思いますけれども、自治体としては、もう少し身近なところから、こういった取組というんでしょうか、考えていただければと思います。

続きまして、男女平等・男女共同参画推進計画のほうに移りたいと思います。こちら、私たちの日本維新の会としても、ダイバーシティの推進というのをやっていくということで、この一環として、党内の組織としても女性局を廃止して、ダイバーシティ推進局というものを、設立を最近致しました。

これについては、党内でも様々な御意見があり、また、様々なハレーションも含めていろいろあるんですけども。その中で、ジェンダー平等はもちろん重要なことだとは思いますが、維新の会としても、LGBTQをはじめ、こういったもの、ジェンダー平等を含めて推進していきましょうという立場であるんですが、ただ、既存の生物学的な性というところにもしっかりと配慮した、そういった観点からも取組を行っていただかないと、やはりこれも不幸なことになってしまうのではないかなと思いますので、この点どのようにお考えでしょうか。

○【吉田市長室長】 やはり、これまでの女性の格差解消、健康の問題も含めて、それが依然として実現されていないという現状、まずそこに注目しなければいけないと思っています。その上で、今の社会の中において、例えば男性の方の生きづらさ、そういったところも市民の皆様から声としては上がっております。ぜひ取り組んでほしいというような声が上がっております。

それに加えて、国立市が特徴的に進めてまいりました性的マイノリティーの支援、この部分も、併せてやっていく必要があると思っておりますので、これ実は、本当に幅の広い分野だと思っております。なので、今回の計画の中でもかなり広くアプローチできるような計画として考えておりますので、それぞれの課題について、着実に進めていけたらと思っております。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。この点、様々な当事者の方も含めて、また生物学的な男性、女性といらっしゃるかと思いますので、そういったところにぜひ配慮いただけたらと思います。

続きまして、同じ素案の中、関連するんですけども、DVのお話がございました。私もおととい、連れ去りの問題で、そういった被害に遭ったという方からの御相談を受けました。この方はコロナで、お名前とか自治体は伏せますけれども、お住まいの地域とかも伏せますけれども、御結婚されてお子様がいらっしゃる。そういった御主人の方からお話を頂きました。その際、コロナが地域ではやっ

てきたから、ちょっと田舎の実家に帰るわということで、戻られたと。そういった方が、1回帰ってから、そのまま戻ってこなくなっちゃったと。帰ってくるという話はあったんですが、その間、離れていたんで、DVとか……

○【古濱薫委員長】 中川委員、端的にお願いいたします。もう少し分かりやすくお願いします。

○【中川貴大委員】 はい。すごくまとめさせていただきますが、DV被害者支援というものもあるかと思いますが、例えば共同親権といった部分で、DVを盾にして、もちろんDV対策はDV対策で重要なことで、必要なことだと思うんですが、連れ去りといったような、そういった部分も含めた支援だったり、相談体制だったり、そういったことも配慮いただけたらなと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○【吉田市長室長】 DV被害者支援のところで、まずは被害者の方の立場に立って支援をしていくというのが大前提だと思っております。その中で、やはり国のほうでも共同親権についての様々な議論があります。いろいろな意見があるということも承知しておりますので、この課題は課題として、少し意識はしつつも、自治体においては被害者の方たちへの対応、そして、今回の計画については、加害者に対して何か取り組むことができないだろうかということが、市民委員会からも今、意見として出ておりますので、この辺りの観点で、さらに一歩、二歩、国立らしい支援という形をつくることのできたらと思っております。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。どちらの当事者の方も様々な方がいらっしゃいますので、全体を配慮して施策を行っていただければと思います。

最後に、裏面の2ページ目の5番、(6)全課長職をジェンダー平等推進員としてという部分なんです。昨日いただいた御説明でも、全ての課長職、係長だった、これまで係長の方が対応されていたということなんです。全課長の方に、これを推進員とされるということですが、その認識はもう既に行き渡っていて、特に現状の業務にも支障がない範囲で、こういった取組を行っていただけるような体制は、もう既に整っているという認識でよろしいでしょうか。

○【吉田市長室長】 こちらは、委員おっしゃるように、これまでは係長職が各課の推進員という役割で、各課1名という形で位置づけておりましたが、どうしても係が分かれてしまったところの業務というのは、なかなか見切れないという課題がありました。なので、今回、この計画からは、一つ役職を上げて、課長職が課内のジェンダー平等というものを意識して見ていただきたいということで、今現在、そのような検討ということをしているところです。

この件については、庁内の男女平等組織の推進会議のところでも少し議論しておりますが、引き続き、最終的には、この形が全体の中で推進していくのに一番効果的な方法かというところは改めて協議した上で、決めていきたいと思っております。

○【中川貴大委員】 長くなりましたので、これぐらいにしたいと思いますが、ぜひ様々なところに目を向けて進めていただけたらと思います。以上になります。

○【青木淳子委員】 それでは何点か質疑し、意見を述べさせていただきたいと思います。まず、国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針でございます。素案の8ページ、「市長の強いリーダーシップの下、全ての市職員が「人権侵害を許さない」という意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下一丸となって、人権・平和のまちづくりの推進に地域と共に取り組みます」。下線も引いてあって、非常に強い表現というか、意思表示をされたなというふうな、私としてはとらえたんですけども、なぜこういう形をとったのか、国立市としてという表現ではなく、市

長の強いリーダーシップの下でという表現したのか、そこをお伺いしたいと思います。

○【吉田市長室長】 もともと基本方針の根底にあります人権・平和の基本条例、第4条の中では市長の使命という規定を設けております。通常、条例の中には市の責務という規定を多く設けますけども、あえてこの条例では市長の使命ということを立てて、市長のリーダーシップの下に人権平和を進めていくというようなことを書いております。

やはり市の職員の人権意識というものが非常に大事だと思っております。庁内でも様々な人権的な課題、私たちのほうで犯してしまった課題というものもございます。そういった意味では、一層職員の認識を上げていくための取組というものが必要だということで、このような記載という形で、さらに強く進めていきたいと、そのように考えているところです。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。市長のお考えをお聞かせいただけますか。ここにあって市長の強いリーダーシップというふうに書かれているのでお聞きしたいと思います。

○【永見市長】 この素案の段階で、実は審議会から市長はこういうリーダーシップをとれという答申を頂いた段階で、私は最後に、意思決定の段階では私は関わりますけれども、そういう強い意思が私に対して向けられたというふうに、私自身は理解しております。ですから、これを計画として意思決定するときには、私自身の決意を含めて、しっかりと考えていかなきゃいけないと、こんなふうに思っております。

○【青木淳子委員】 分かりました。市長にしっかりと決意をするようにというのを促すためのものであるかなとは考えますが、最終的には市長が決定をされるのかと思います。

それから、14ページです。相談窓口の方向のところを取り上げさせていただきます。人権ということに関しては、相談窓口がいかにか充実しているかというところが非常に大事な視点になってくるかと思えます。ここにはワンストップで対応できるようにしていくとか、あちこち回されるような市役所であってはいけない。そこに行けば、最後まで関わってくれるというワンストップ窓口、非常に重要だと思います。

それから、さらにイとウに関しては、SNSというふうに書かれております。多様な入り口のある相談体制を構築すると。市役所に来たくても来れない方ですとか、声を出すのに非常に勇気を持たなければいけない方ですとか、それと、あと若年層です。若年層の方に関しての一番の身近なツールはSNSだと思うんです。そこが埋もれてしまうようなことがあってはならないと思います。子どもの人権オンブズマンの皆さん、本当に丁寧に、一生懸命学校に行っていただいて、お声かけていただいて活動してくださっている、それは十分承知した上で、さらに、もう一歩効果的という意味から、また若年層への相談支援ということで、ぜひともSNS等を使った相談窓口、これを広げてつくっていただきたいということを強くお願いをしたいと思います。

それから、ジェンダー平等に関してなんですけれども、2点ほどございます。先ほど上村委員からも言われていらっしゃいました、27ページの今後の基本計画の策定ということで、国のほうで、困難女性支援法を策定しました。国立市としては、努力義務というところを、あえて、国立市として基本計画を策定していく、これは非常に高く評価をしたいと思います。国立市は女性相談が全国でもずば抜けて進んでいる先進市であると思いますので、先進市がつくるということは、日本の困難者、女性が抱える困難の支援がさらに前に進んでいく、これを基本として、理想として進んでいくような、そういった、ぜひ基本計画をつくっていただくことを期待したいと思います。

それから、21ページに戻ります。DVの未然防止と早期発見、性暴力に関してであります。いろいろ

ろと取り組んでいただいておりますけれども、この中で、私は命の安全教育という観点から、学校教育でやっていただいています。これは性被害に遭わないための教育です。小学校5年生のお子さんに、助産師の方から自分の体についてのことや、どうやって命が生まれてくるのかとか、自分の命の貴さを学ぶ機会であり、また、性被害に遭わないための学びでもあるんです。そこをぜひ加えていただきたいなと思います。さらに、私としては、中学生に対しても、命の安全教育をぜひ進めていただきたいということを意見として述べさせていただきたいと思います。私からは以上でございます。

○【高柳貴美代委員】 私からも何点か、まず、国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針素案についてということで、さきに青木委員のほうからも出ましたが、こちらの素案の8ページに、市長の強いリーダーシップの下、全ての職員が人権侵害を許さないという強い意志と、私もすごくここに強い意志が現れているなというのを感じています。これは非常に重要なことでありますが、しかしながら、私はどのようなことに関しましても、ソーシャルインクルージョン、7万6,000の国立市民全体にとっての対立ではなく協調、また知っていただく努力、それで、私は全体的で変わって、排除ではなくて、お一人お一人に分かっていただいて、相互理解をした上で人権を尊重した国立市のまちづくりをしていくべきだと考えているところです。

しかしながら、実際問題として、年齢的や性差別、またいろいろなことで、みんな一人として同じ考えの方がおられない現状がある。そういう中で、いろいろなところで御相談を受けて、私自身もいろいろなところで御相談を受けておりますが、その方々に分かっていただくというのは非常に難しいけれども、私はできるだけ努力はするべきだと思っています。その辺のところ、国立市はこれからどのように対処して、本当の意味での人権を大切にするまちづくりをしていくのかをお考えを聞かせていただきたい。

○【吉田市長室長】 今回の基本方針の中で、対話という言葉を経つもこの中には書いております。特に人権の問題でいくと、様々な当事者の方々が、ときには、ある想定の中では、対立といいますか、意見が必ずしも一致しないというところがどうしても出てきます。それでも、どちらかがということではなくて、できるだけ双方が理解していく、分かり合った上での、今の時点での結論はここだということのをまとめていくことができればと。その課題があれば、その次に課題は持ち越しながら、先に進めていくと、そういう積み重ねが重要だと思っています。

ソーシャルインクルージョンというのは、本当にこれを実現するということは物すごく時間もかかりますし、効率的にはできない、非常にアナログ的にやっていかないと進むことができないということもありますので、今回、ソーシャルインクルージョン、この方針の中でも1番に書いているのは、そこを、この方針の中では着実に進めていかなければならないと考えておりますので、対話というものをベースに、しっかりと進めていきたいと思っています。

○【高柳貴美代委員】 私も本当に時間はかかっても、アナログ的であっても、対話を重視するべきだと思っているんですね。以前、私も去年、人権のほうの委員をさせていただいたときに、皆様の御意見で、学校での授業とかいろいろなところで、もっと大きな枠でみんなで人権を考えたいというような御意見がすごく出ていたかと思うんです。私もそれが理想であると思っています。

だけど、なかなかそれには時間がかかるかもしれない。でも、その歩みを止めずに、やはり努力に努力を重ねて、お互いの、いかに理解をし合って、この町で最後まで暮らせるような人権を大切にしたいまちをつくるべきだと思っているので、その辺のところを、職員の方々には時間もかかるし、御苦労をかけるかもしれないけど、そこに費やしてほしい、排除はしないでほしいと思います。

いろいろな考え方があって、許されないことをおっしゃる方がいたとしても、排除するのではなく、その方に理解していただけるまで最善の、私は、努力は尽くすべきだと思っています。その辺のところをずらさないでやっていただきたいと思います。私も微力ではありますが、私なりに努力をしたいと思っています。

では、もう1つのほうです。ジェンダー平等推進計画のほうなんですけれども、こちらの素案の15ページ、今、私は議長になったもので一般質問ができなくてあれなので、唯一この場所は発言ができますので、うれしいなと思っているところでございますが、やはりジェンダー平等というふうに変えていくというのは私もいいと思います。この間、吉田室長と別件でお話した際に、ジェンダー平等ということも結構なんだけれども、先ほど室長がおっしゃったように、まだまだ女性の差別や健康面にマイナスになってしまうことが今、社会では多いから、そこは絶対忘れないでほしいと思うんですね。

その件に関しては、女性はやはり思春期から、ここに書いてあるとおりなんですよ。書いていただいてうれしいです。思春期から更年期、高齢期と、本当に女性ならではの心身の健康状況、大きく変化するという特性がありますので、その辺のところは、健康分野でもしっかりとフォローをしていただきながら、本当の意味でのジェンダー平等がなし得るといいなと思っていました。

この私、15ページもう感激でございます。私、今まで訴えてきたことがここに書いてありますので、その辺のところ、健康面をしっかりとフォローしていただいて、行っていただきたいということを、私からはお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針(素案)について、及び、報告事項(2)国立市第6次男女平等・男女共同参画推進計画(素案)についてを終わります。

ここで休憩に入ります。

午後3時33分休憩



午後3時45分再開

○【古濱薫委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

報告事項(3)第四次国立市子ども読書活動推進計画(案)について

○【古濱薫委員長】 報告事項(3)第四次国立市子ども読書活動推進計画(案)についてに入ります。当局から報告を願います。図書館長。

○【氏原図書館長】 それでは、第四次国立市子ども読書活動推進計画(案)について御説明させていただきます。第三次計画が、今年度末で計画期間を終了するに当たり、第三次計画の成果と課題を検証し、引き続き読書活動の推進を継続していく必要があると判断し、第四次計画の策定を進めているところです。今回、ここで案という形でまとまりましたので御報告させていただきます。概要については、主に総務文教委員会資料No.57に沿って御説明させていただきますが、必要に応じて、資料No.58の本文のほうも御参照ください。

第三次計画では、予定していた事業はおおむね実施できたという成果もありながら、読書環境の整備などの部分で、まだ不足している部分があるところや、コロナ禍により休止期間を挟む事業があり、

滞った部分が生じたことなどから、第四次計画では新たな取組も加え、具体的な事業を検討し、読書活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

まず、策定の趣旨ですが、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、令和6年から令和10年の5年間の子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにし、全ての子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備を積極的に推進するということです。

第三次計画においては、子どもの成長過程に応じた多様な読書機会の提供、子どもを取り巻く読書環境の整備、関連機関の連携緊密化の3つを基本方針として、具体的事業を実施してまいりました。第四次計画は、第三次計画を継承する形で、基本方針を成長段階に応じた読書習慣の形成、子どもの読書活動を推進する環境の整備、多様な子どもたちの読書活動の推進の3つに定め、さらなる読書環境の整備や機会の提供を実施していく予定です。

各方針の具体的内容ですが、成長段階に応じた読書習慣の形成は、中高生の読書離れが指摘されるところですが、中高生の取組のみだけではなく、並行して乳幼児期からの働きかけも重要であることから、年齢ごとに取組を実践していくことを考えております。具体的にはブックスタートや保育園等でのおはなし会の実施、ブックリストの紹介などです。

子供の読書活動を推進する環境の整備については、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的な読書活動を行うことができるよう、機会の提供に努めます。具体的には、関係機関との連携による推薦図書の紹介やイベント情報の発信、電子図書館の周知などを考えています。多様な子供たちの読書活動の推進については、日本語を母語としない子供や紙媒体での読書に困難を感じている子供に対して、その特性に適した資料を提供できるよう、資料の充実や閲覧の整備を行ってまいります。事業と致しましては、外国語の児童書の充実や電子図書館の機能の紹介などを考えております。

策定の経緯ですが、庁内組織による策定委員会において、5回の会議で検討を重ね、9月には素案を教育委員会に御報告させていただきました。その後、10月にパブリックコメント、11月には図書館協議会への報告と、市内公立小中学校を対象にアンケートを実施いたしました。パブリックコメントとアンケートについては集計作業中ですので、集計完了後、ホームページ等でお示ししたいと考えております。

今後の進め方と致しましては、パブリックコメントやアンケート、及び本日の御意見を踏まえて、さらに本計画案を練り上げ、2月、あるいは3月の教育委員会にて御審議いただくことを予定しております。報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○【古濱薫委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 幾つか意見を述べさせていただきたいと思います。やはり子供にとって読書に親しんでもらう、そして読書を生かしてもらおうという観点において、こちらの推進計画、大変興味深く読ませていただきました。

その中で、今回、力点として置かれているのが、多様な子供たちの読書活動の推進ということで、これは非常にいい観点かと思います。日本語を母語としない子供や紙媒体読書に困難がある子供、あるいは図書館を利用する際には、当然、従前から課題となっていたバリアフリーとかもありますし、ぜひ力を入れていって、いろんな子供に読書に親しんでもらうとともに、図書館が多様な人たち、そして子供たちの居場所になるように、ぜひ努力と検討を続けていっていただきたいと思います。私自身も図書館にこもりきりの子供でしたので、居場所としての図書館の重要性、非常によく理解してお

ります。

幾つかまた意見があるのですが、乳幼児対象の事業というところが22ページにあるかと思います。いろいろ、例えば、保護者に対する読書案内ですとか、読み聞かせ授業の実施、あるいは、ブックスタート授業、絵本の読み聞かせと、読み聞かせの絵本の配布等を行っていると思うんですけど、乳幼児期への読み聞かせ等は、ぜひこれは教育的観点からやるべきとか、やらなきゃいけないみたいなものではなくて、子供と、そして何より保護者の方に、こうした読み聞かせを通じたコミュニケーションの楽しさ、これを伝えるものであってほしいと思います。

教育的観点から、いや、やったほうがいいとかやるべきということになると、どうしても保護者の方はプレッシャーを感じてしまいますし、そして読み聞かせにも得手不得手はあるんですよね。吃音の方ですとか、あるいは、文章を目で追って読み上げることが難しい方というのめたくさんいらっしゃいますし、そうした方が負担を感じないような支援の仕方、これを続けてほしいと思います。

ちょっと例は違うんですけど、私、父が全盲でして、父が育休をとって私の面倒を見てくれていたんです。その際に、点訳団体に頼んだりとか、あるいは母が口述してという形で、透明の点字フィルムを絵本に貼って、点字を呼んで読み聞かせをしてくれたと、そういったような取組とかサポートも、ぜひ盛り込んでいただきたいなと考えております。

ちょっと飛んで、中高生への対象の事業というところになりますと、これは読書の楽しさを伝えると同時に、今度は少し意識が高い系になるんですが、ぜひ図書館、そして本を生かすような、こうした取組、ぜひ続けていっていただきたいなと。前回の計画から、関係機関との連携というのが、これは当然やるべきことなので、わざわざ盛り込まないという形になったと思うんですが、市内には一橋大学もありますし、大学図書館といたら、それこそレファレンス機能の殿堂みたいなところもあります。市内の学校での調べ学習等に、図書館と資料をどう生かすか、どう使うか、そういったことの教育、ぜひ力を入れていただきたいなと思います。以上になります。

○【中川貴大委員】 それでは、第四次国立市子ども読書活動推進計画（案）についてというところで、お話しさせていただきます。まず、改めて昨日御説明いただきましてありがとうございました。その際、触れたことや、触れなかったこともあるんですけども、こちらの資料を拝見させていただきまして、こちらの8ページにございます、オリンピック・パラリンピック関連事業の実施というところで、新規の事業として、これは恐らく前回の計画の中で実施されたのかなと思うんですが、今回、こちらの計画期間が令和6年度から令和10年度というところになっているかと思うんです。その中で、令和7年度の2025年には、2025年日本国際博覧会というものが実施をされる予定となっております。オリンピック・パラリンピックと同じように、こういった万博の関連事業だとか、そういった紹介だとか、こういったものも、ぜひ行っていたいただければ、非常に機運の醸成というところにつながるのかなと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○【氏原図書館長】 そうですね。大阪万博につきましては、既に館内にポスターは掲示しているところなんですけど、周知広報事業について検討したいと思います。ありがとうございます。

○【中川貴大委員】 事業の御検討いただけるということで、ありがとうございます。あと、今、2023年なので2年後に迫ってきて、1年半後に迫ってきておりますので、ぜひこちらも、オリンピック・パラリンピックのときと同じように実施いただければなと思います。

あと、昨日、お話しさせていただきましたけれども、中高生というところでひとまとめになっているかと思うんですけども、中学生と高校生でニーズは大きく違うのかなと思うんですが、それぞれ

の御対応を、どのようにお考えになっているか、お聞かせ願えますでしょうか。

○【氏原図書館長】 御意見ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、確かに中学生、高校生をひとまとめにはしておりますが、おっしゃるとおり、アプローチの仕方は変えていくべきかと思えます。図書館としましては、アプローチできていない対象として、ひとまとめにしているところはあるんですが、個別具体的に学校、中学生ですと市内の公立校、高校生ですと、私立、公立を含めて、何軒か学校さんがありますので、そちらと連携をしながら、何か事業をこれから検討していければと考えます。以上です。

○【中川貴大委員】 御検討いただきましてありがとうございます。ぜひ中学生、高校生はもちろん、小学生のお子さんもそうですけども、それぞれに合った施策を行っていただければと思います。

先ほどの万博についても併せてお願いを申し上げまして、終了させていただきます。ありがとうございます。

○【上村和子委員】 国立の図書館というものは、本当にいろいろなところで、地域図書館も含めて、分室なども本当にきめ細かな子供の読み聞かせなどをやっているという、本当に建物はぼろだけど、そこで、心ある、本当、会計年度任用職員の心ある人たちが、そこで子供たちに丁寧に読み聞かせをやっていて。本当に、私は胸が痛むけど、とてもいいことが、こういうのは物すごく評価してほしいなと思います。そういう努力をずっと重ねてきたことに、まずは敬意を表します。

人権月間の中でも、図書館では子供の権利のコーナーを設けて、あの図書館、私は小さいと思うんですよね。小さい図書館が子供から大人まで、ヤングのコーナーもつくって、本当に時間があれば図書館に行っているお年寄りもいるし、けども、誰も断らないと。図書館の職員さんから聞いたことがあります。ただ休みに来る人だけでもいいと。そういうすごくいい場をつくってこられて、今度、図書館が新しくなるとき、ぜひそれを受け継いでいただきたいと思います。

図書館長とはなかなかお話できませんので、今日はまずそのことを踏まえて、第三次の国立市子ども読書活動推進計画と見比べてみました。そうしたら、今日、私はほかの計画でも言ったんですけど、第三次はサブタイトルがついていまして、「本とふれあい、すくすく育つ子どもたちを」という副タイトルがついているんですね。だから四次も、同じにする必要はないけれども、そういう副タイトル、サブタイトルですか、それがあっていいなと思いますけど、いかがですか。

○【氏原図書館長】 先ほど廊下でどきどきしながら聞いておりまして、サブタイトルつけるのを失念しておりましたというところなので、こちらにつきましても、第四次計画の思いの部分の部分を短くまとめて、サブタイトルをつけたいと思います。ありがとうございます。

○【上村和子委員】 ぜひ考えてください。もう1つ付け加えるならば、はじめにというところの、これはどういう思いでつくったかというところが、分量として短い、短いというか、第三次の中で語られていて、ここで抜けているところがあって、第三次の推進計画の中では、はじめにの中で、国立市は法律ができる前から、図書館に対して活動していたと。国立の歴史性がちゃんと書かれていたというのがあって、今回、それが抜けておりますので、国立の図書館の歴史性、そこも少し触れられるといいんじゃないかなと思いました。

それと——すごくいい文章なんです。今回もすごくいい文章なんです。それに少し膨らませてはどうでしょうという意味で意見を申し上げます。第三次のほうで書かれていて、今回のはじめに入っていないけど、中の文章中には触れられておりますけれども、いい言葉だなというのが、第三次のほうの初めに、こういうのがあるんです。「主体的な学習活動でもある読書活動」という表現があるん

です。子供たちがこれからの人生の長い期間をかけて取り組む上で、図書館の果たす役割は大きなものがありますと書いているんです。

私は本当にそうだなと思いました。読書って主体的な学習活動なんだと、本当に当たり前だけど、すごくいい表現だな、それがこれからの人生に役に立つと。そういうのを、自分が木のことが知りたいとか、虫のことが知りたいとか、もっと、もしかしたら自分のセクシュアリティーのこととか、知りたいと思ったときに、先生に聞かなくても、地域の図書館に行くと、そういう本とかに出会えると。聞けば教えてもらえると。

何かあったら、さっき矢部さんはずっと図書室にいたとおっしゃっていたけど、多分、望月さんもそのようにおっしゃったというときがあって、そうやって図書館というのが、子供の長い人生の主体的な学習の場になっていると。だから図書館は大事なんだと、ここの意気込みみたいなものが少し入るといいかなと思いました。

さらに図書館の役割として、第三次の中で、国立市の総合基本計画における生涯学習の環境づくりに言及されていて、あらゆる、子供にとってそれだけ大きな役割を果たす読書活動を、図書館だけではなく、学校や地域、それから図書館など、ありとあらゆるところに、そういう場を広げていかなきゃいけないんだ、推進、発展させていかなきゃいけないんだというようなことも書かれてありました。

やはり情報センターとしての図書館が、いかに大事かというところをぜひ——やっておられるので、さっき言ったように、やっておられるので、それを踏まえての、私はいろいろな計画のときには必ずはじめにを読みます。はじめにを読んで、どういう思いであるかということが、ここに凝縮されていることがすごく大事ですので、はじめにのところをもう少し膨らませたらいいんじゃないかなと思います、いかがですか。

○【氏原図書館長】 御指摘ありがとうございます。そうですね。第四次計画に込めた思いを、主管課の思いを伝えられるように、もう少し検討したいと思います。

○【上村和子委員】 ありがとうございます。もうぜひ、やっていることなので。国立市の職員さんのすごく弱いところはプレゼンだと思っていて、みんなすごくやっていることを、文章として書いていくといったときに、結構やっていることよりも小さく書いてしまうということが結構私あるなどこの間、思っていましたので、やられていることの思いがあるから、それがちゃんとはじめにに行きますように検討されてください。

あとは、多様な子供たちへの読書活動、これすばらしいです。日本語が言語じゃない子供たちとか、それからしょうがいの子たちにも、きめ細かな本も用意して、この中にセクシュアルマイノリティーに関しての御本というのもあるのでしょうか。

○【氏原図書館長】 そうですね。まだ冊数的には少ないですが、所蔵はしております。今後また改めて、蔵書構築に努めていきたいと考えております。

○【上村和子委員】 実は、当該というか、小学3年生ぐらいだけど、我が子がどうやらそうらしいと。それで、我が子も含めて、お母さんもいろいろ知りたいということで、人権月間にお勉強に来られていましたけれども、そういうときに、そういう情報とか、ときに図書館に行ったら、親子で見るとか、学校との連携もしながら、学校図書館にどれくらい入ってるか分かりませんが、この部分も、今、本はあるということですので、それを、どう言えばいいのかな、これだけの本がありますよと、国立、子供図書館というのがあまりないので、子供向けに情報を発信するみたいな、ホームページも見てみたんですけれども、子供向けにホームページでつくって見たらどうかなと思いました。

終わりです。

○【遠藤直弘委員】 まず、藤江議員が一般質問で、漫画の蔵書を増やしてほしいというような一般質問をされていました。1個質疑なんですけれども、漫画というのはどんな位置づけになっているのかお伺いしたいと思います。

○【氏原図書館長】 そうですね。現在漫画資料につきましては、一般書の扱いで所蔵を始めたところですが、ただ、それ以外にも学習漫画なんかも児童書の部分では収集しているところはございます。

○【遠藤直弘委員】 ということは普通の小説とあまり変わらないというようなことでよろしいでしょうか。

○【氏原図書館長】 そうですね。そのように今のところはしております。

○【遠藤直弘委員】 ありがとうございます。だったら話しやすいです。私、正直、子供の頃、本が読めない子供だったんですよ。教科書も嫌いだし、勉強がとにかく苦手だったんです。ただ、漫画だけはよく読んでいたんですよ。漫画は、おやじからめっちゃ怒られて、親からね。こんなの買ってくるなと。だけど、それにもめげずに漫画だけはよく読んでいたんです。そうしたら、あるときに活字が好きになって、ずっと活字を追いたくなって、要は、25ぐらいのときですか、ずっと本ばかり読んでいたときがあったんです。結構、その知識の蓄積というのは、今も役立っているんですけども、要は、好きだから入ったことって結構あることだと思うので、そんな少年もいたということをぜひ覚えておいていただきたいなと思います。

本当に、皆さん結構できる方が、市の職員もそうだし、議員さんもそうだし、ただ、私は結構ずっとテストとかでも、テストも苦手だし、あと勉強も苦手だしというので、ずっとそういう人生を生きてきました。なので、その辺り、要はできない人とか、分からない人とか、そういうことがしづらい人とかということも分かっていたいただきたいなと思います。漫画もそんな捨てたものじゃないと思うんです。

大正時代は、たしか小説は破廉恥なもので、あれを読んでいるとよくないって親が怒ったと女子大生が言われたなんていうドラマなんかも見たことがありますけれども、今、小説読んでいると偉いねってなりますよね。そのうち、漫画読んでいて偉いねと言われる世の中が来るんじゃないかなと思います。私はそんな形で本を読んで、今は本を読まないで、本を聴いています。オーディブルというやつです。商品名は言っちゃいけないのか。要は聴いて読めるやつで、とうとう本も読まなくなって、本を聴いている状態になりましたけれども、これからそういった技術革新とか、いろいろと電子書籍とか等々ありますけれども、ぜひ取り組んでいただきたいなと。

そんな少年もいたということだけ覚えていただければなと思います。よろしく願いいたします。

○【青木淳子委員】 楽しいお話聞けて、そういういろいろな少年が、多様性を大事にする国立市でありたいなということを思いました。すみません、感想を言ってしまいました。

やはり読書というのは非常に大事、人生にとって、とても大事なものであると思うんです。読書を通して、冒険する心とか、また人への痛みとか悲しみ、自分では体験しない悲しみを本を通して体験をしたりとか、心が豊かになったりとか、単なる知識を得るためだけではなく、人生を変えるくらいのもので読書の中にはあるんじゃないかなと思うんです。

読書を嫌いになってほしくないなと思うんです。本が好きであってほしいなと思うのは、小さい頃にどれだけ本に親しんできたかなということが実はとても大事で、本は楽しいものという、そういったものが子供時代に蓄積されると、違和感なく、拒否反応なく本に親しんでいけるのかなと思います。

ので、読書の推進計画は、言葉としては非常に固いものですが、とても大事な国立市の取組であると思いますので、ぜひ国立市の図書館を中心に頑張っていただきたいなと思います。

前置きがすごく長くなりましたが、ヤングアダルトサービスの図書館ということで書かれております。児童及びヤングアダルトサービス図書館職員がそれぞれ——14ページですけども——選書及び蔵書構成を担当していますと書かれていますが、ヤング図書館の職員は年齢層が若いというようなとらえ方でよろしいのでしょうか。

○【氏原図書館長】 職員については、年齢が若いということではなく、そのYAですとか児童サービスの知識を身につけた職員が選定しているということになります。

○【青木淳子委員】 知識を身につけたということ、もう少し分かりやすく教えていただけますか。

○【氏原図書館長】 児童書やYAについては、一般の書籍とは判断基準が違ったりする部分がありますので、その内容の部分ですとか。児童書については、もう全て一冊一冊を、一通り読んでから選定している形になります。YAについては、担当として、YAスタッフとも身近に接しておりますので、そこから意見を徴収したりですとか、あとはそういったYAの選書する参考書などを見ながら選定しているということになります。

○【青木淳子委員】 YAスタッフというのが高校生の生徒さんということによろしいのでしょうか。

○【氏原図書館長】 そうですね。中学生から高校生までの図書館ボランティアという形になります。

○【青木淳子委員】 分かりました。大人が選んでいるのかなと、その辺、心配だったので、いろいろな専門的な知識を持ったスタッフと、さらに中高生の図書館のボランティアの方も含めた選書がされているということで、その辺が心配だったので、大人だけでは選んでほしくないなと思ったので、きちんと中高生の感覚も含めた上で選んでいるということが分かってよかったです。

それから、15ページ、関連施設、団体への支援事業の実施ということで、お話しボランティア派遣事業ということがあります。10年以上にわたり、お話の活動を続けている団体、くにたちお話の会の団体の方が、小学校などでお話し会を実施していただいているということですから、これは国立市民のボランティアの方ということによろしいのでしょうか。

○【氏原図書館長】 基本的には市民の方を中心に実施させていただいている団体さんです。

○【青木淳子委員】 そのボランティア団体の方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。また、ほかにもどういった活動をされているのか教えてください。

○【氏原図書館長】 お話の会の方々は、大体およそ50名ぐらいの団体となっておりまして、学校ですとか図書館内でのお話し会と、あとは子供だけではなく、大人のために向けてもお話し会を実施しております。

○【青木淳子委員】 その方たち皆さん、勉強もなさっていると聞いたことがあるんですけども、研修等もされている中で、非常に力を蓄えてというか、ただお話しするのが上手というだけではなく、いろんな意味で訓練も重ねていらっしゃるってお聞きしているんです。それでよかったのでしょうか。

○【氏原図書館長】 はい、図書館でも、定期的にはないんですが、研修はしているところなんです。それ以外に、独自に週に1回ですとか、小規模な団体さんで集まって、自主勉強会を繰り返していると聞いております。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。第四次では、お話の会のボランティアの皆さんに、さらに活動を広げていきたいというようなことが書かれていますが、それに関してどういったお考えかお聞かせいただけますか。

○【氏原図書館長】 学校のお話し会とかでも広げる余地がありますのと、あと児童館学童なんかでも実施させていただければいいなと今、相談をしたいと考えているところです。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。大変力のあるボランティアの皆さんですので、活動の場をぜひ広げていただいて、いろんなところで読書というか、絵本やお話に接する機会をさらに増やしていただきたいと思います。

若干、活動しにくいようなことを、お話を耳にしたことがございまして、場所によって、いろいろなお考えの方がいらっしゃるのかなとは思いますが、ボランティアの団体でいらっしゃいますので。こちらの方は有償なんでしょうか。無償なんでしょうか。

○【氏原図書館長】 基本的には、図書館内のお話し会については無償で、献身的に実施していただいております。

○【青木淳子委員】 無償でボランティアをし、そして、自分たちも日頃、訓練もなさっていらっしゃる、研修もされていらっしゃるということですので、そういった方たちが、皆さんが気持ちよく活動ができるような体制を、これからしっかりとぜひ進めていただきたいということをお願いして、私からの御意見等は終わらせていただきます。以上です。

○【高柳貴美代委員】 私からも何点か。本当に私自体が、子供のときから、とても図書館にお世話になっていましたし、子育て時代にも、子供をおぶったり抱っこしたりして伺わせていただいて、大変お世話になって、感謝の気持ちでいっぱいです。話を聞く中で、今もすごくボランティアの方が協力をしてくださって、お話し会などを今も続けてくださっているんだということが分かって、すばらしいなと思っています。

私、子育て時代に、本を読ませたくて、最初、読み聞かせも私もしましたし、置いておいても、置いておいてじゃない、読んだらと渡しても、すぐに読まないんだけど、何気なくそこに借りてきて置いておくと読むんですよ、子供って。特に図鑑とかなかなか購入するのが、高くてなかなか買えないような図鑑とか辞書とか辞典とかをお借りして、2週間とか、そこに、ダイニングとかに置いておくと、結構何げに読んでいたんです。そういう環境づくりって大切だなと思っていたんです。

今回、10月に議長公務で、市長とも御一緒した全国都市問題会議ということで、青森県の八戸市というところに行ってきました。八戸市は非常にアートに力を入れていまして、そこでもアートの役割って何だろうということで、東京藝大の学長で今いらっしゃる日比野先生が来られて、社会的処方だけじゃなくて、文化的処方ということを考えていこうというようなお話をしてくださって、私も行ってみてびっくりしたんですけど、八戸ってこういうところなんだと思ったんですが、中心市街地活性化政策の中にアートを取り込んでいる町なんです。その店舗の中に、複合施設の中に、ガーデンテラスというところの1階に、八戸ブックセンターという市営の本屋さんがあったんです。そこで、市長とも（「市営？」と呼ぶ者あり）市営なんです、局長が見つけてくれて、そこはぜひということで視察をさせていただいたんですけど、そんなに広い場所じゃないんですよ。だけど、そこにとても珍しい専門書とか学術書とかもあるんです。そういう場所ってなかなかなくて、子供だから子供にとって読みやすい本とか、それも大事だと思います。だけど、もしかしたら、さっき矢部さんもおっしゃっていたけど、いろんな本を見たいとか、こんなことってあるんだと知ることって大切だなんて思ったんです。そんな中で、ここは市営で本屋さんをやって、もちろん読むこともできるんです。最終的にどうしても欲しければ買うこともできるというような形で、レジカウンターでコーヒーなんかも注文できるような場所があったりするんです。

私、いいなとすごく思いまして、そういった感覚も国立市にも、いろいろ民間の方に御協力を頂きながら、今、いろいろなところでそういう動きが出ていますから、そういった感覚もぜひ取り入れたらどうかと思いました。なので、館長さんにぜひ八戸ブックセンター、御存じかもしれないけど、見てみてください。とても魅力的で楽しかったんです。なので、子供ってわくわくしたり、楽しかったり、さっき遠藤委員も言っていたけど、面白かったり興味があるものにはすぐ飛び込んでいきますので、その辺の感覚もぜひ大事にさせていただいて、これからも子供が喜ぶような図書館をつくっていただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○【古濱薫委員長】 報告事項(3)第四次国立市子ども読書活動推進計画（案）についてを以上で終わりたいと思います。

以上で、本日の案件は全て終了しました。



○【古濱薫委員長】 これをもって、総務文教委員会を散会と致します。

午後4時21分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年12月12日

総務文教委員長

古 濱 薫